

野洲市教育振興基本計画

第3期

野 洲 市

目 次

序 章 野洲市教育振興基本計画の策定にあたって	
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	1
第1章 野洲市の教育をめぐる状況	
1. 就学前教育・保育をめぐる状況	3
2. 小・中学校をめぐる状況	4
3. 青少年の健全育成をめぐる状況	8
4. 生涯学習・生涯スポーツをめぐる状況	8
第2章 第2期計画の成果と課題	
・第2期計画の総括	10
第3章 計画の基本理念・施策の基本的な方向	
1. 基本理念	12
2. 施策の基本的な方向	12
I・子どもの「生き抜く力」を育てます	13
II・子どもの「育ち」を支援します	13
III・だれでもどこでも学びあえるまちをつくります	14
3. 施策体系図	16
4. 目標達成に向けた重点的に取り組むべき施策	17
第4章 施策の展開	
I・子どもの「生き抜く力」を育てます	19
1. 豊かな心と健やかな体の育成	19
2. 確かな学力の育成	21
3. 特色ある学校経営	24
II・子どもの「育ち」を支援します	26
4. 子育て・子育て支援の充実	26
5. 青少年の健全育成	28
6. 安全・安心な教育環境づくり	28
III・だれでもどこでも学びあえるまちをつくります	29
7. 生涯にわたる主体的な学習の支援	29
8. 生涯スポーツの振興	31
9. 文化・歴史資源の継承と活用	33
第5章 点検・評価の計画的な実施と周知	35
資料編 第2期計画の成果と課題	
I・子どもの「育ち」を支援します	36
II・子どもの「生き抜く力」を育てます	41
III・だれでもどこでも学びあう環境を整備します	51
・用語解説	62

序章 野洲市教育振興基本計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成23年3月に、「一人ひとりが大切にされ、おとなも子どもも学びあうひとづくり・まちづくり」を基本理念と定めた「野洲市教育振興基本計画」(以下「第1期計画」という。)を、平成28年4月には第1期計画の課題と成果を踏まえ「野洲市教育振興基本計画(第2期)」(以下「第2期計画」という。)を策定し、さまざまな教育施策を推進してきました。当該計画が策定から5年を経過することから、教育分野において引き続き取り組むべき課題や、近年の社会情勢や教育環境等の変化により生じた新たな課題等に対応していくため、今後5年間でめざすべき方向や取り組むべき施策について定める「野洲市教育振興基本計画(第3期)」(以下「第3期計画」という。)を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく*教育振興基本計画として、教育を取り巻く社会の動向や第2期計画の成果と課題、さらには、新たに策定された本市のまちづくりの最上位計画である「第2次野洲市総合計画」や「*教育大綱」を踏まえるとともに、国の第3期教育振興基本計画を参酌しながら、本市教育の振興を図るために定める基本的な計画と位置づけます。

3. 計画期間

令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間です。

なお、国の動向、社会・教育情勢の変化等に伴い、必要に応じて見直しを行います。

野洲市教育振興基本計画の位置付け

野洲市総合計画《令和3年度～12年度》

野洲市教育大綱《令和3年度～7年度》

野洲市教育振興基本計画《令和3年度～7年度》

野洲市生涯学習振興計画《平成31年度～令和5年度》

野洲市子どもの読書活動推進計画《令和2年度～6年度》

野洲市スポーツ推進計画《平成28年度～令和7年度》

野洲市子ども・子育て支援事業計画《令和2年度～6年度》

元気な学校づくりマスタープラン《令和3年度～7年度》

野洲市人権施策基本計画《令和3年度～7年度》

その他各種教育振興のための計画・方針等

第1章 野洲市の教育をめぐる状況

1 就学前教育・保育をめぐる状況

本市の就学前教育・保育については、国の制度を踏まえつつ、子ども、保護者、職員等の当事者にとってより良い環境を実現することを目指し、「野洲市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画に沿って子育て支援のための施策を進めています。

本市の就学前教育・保育の場としては、公立幼稚園4園（野洲幼稚園・祇王幼稚園・北野幼稚園・中主幼稚園）、公立保育園1園（野洲第三保育園）、公立*こども園（幼稚園と保育園の併設）4園（ゆきはたこども園・さくらばさまこども園・篠原こども園・三上こども園）、民間保育園4園（祇王明照保育園・あやめ保育所・しみんふくし保育の家竹が丘・きたの保育園）、民間認定こども園1園（野洲優愛保育園モンチ）があります。

幼稚園は、小学校区制を基本として3歳児以上を対象に3年保育を実施し、保育時間を延長した預かり保育にも市内全園で取り組んでいるものの、幼稚園の利用者は、年々減少傾向となっています。

保育園は、広域利用も含め0歳児からの受け入れを実施しています。しかしながら、近年の保育ニーズの高まりにより、待機児童が発生し、入所施設の確保と教育・保育の担い手である人材の確保が課題となっています。

他方、乳幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、平成30年度から適用された新教育要領及び新保育指針に従い、豊かな体験をとおした「知識及び技能の基礎」や「思考力・判断力・表現力の基礎」、心情・意欲・態度の育ちをとおした「学びに向かう力、人間性等」を一体的に育むよう「*幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を考慮しながら、保育を進めていく必要があります。また、*幼保一元化に向けた取組とともに、地域の特性を活かした教育・保育を地域と協働しながら、さらに進めていく必要があります。

また、子育てのあり方の変容に対応していくためにも、保護者への子育て支援策をさらにきめ細かく実施していく必要があります。

加えて、*特別支援教育の推進についても、誰もが自分に自信をもち、互いの人格と個性を尊重し、認め合い、支え合える仲間関係を育てていけるよう、引き続き、関係機関と十分に連携を図りながら進めていく必要があります。

また、保育アドバイザーを配置し、保育士の資質向上を図る必要があります。

2 小・中学校をめぐる状況

(1) 学習指導の状況

現代の社会は、*グローバル化や情報化の進展等により、さまざまな知識や情報が世界中で共有されるようになりつつあります。また、人工知能(AI)が人間に代わって思考や判断をおこない、ロボットや自動走行車の技術が人々の生活を大きく変える、*超スマート社会とも言われる*Society(ソサエティ)5.0が到来しつつあります。こうした時代を生きる子どもたちだからこそ、「自ら考え、判断し、やり遂げる力」と「仲間と協働し、たくましく生きる力」を身に付け、*SDGsの視点も取り入れた行動がとれることが大切です。

令和2年度から小学校の学習指導要領が、令和3年度からは中学校の学習指導要領が全面改訂されました。今回の学習指導要領の改訂では、よりよい学校教育をとおしてよりよい社会を創るという目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要となる資質・能力を育成することが主眼となっています。そして、これを達成するために、学習指導要領を①「何ができるようになるか」②「どのように学ぶのか」③「何を学ぶのか」の3つの柱で整理しています。

今回改訂された学習指導要領の目標を実現するためにも、国のGIGAスクール構想に基づき市内の小、中学校で一人に一台整備した「タブレット端末」等の*ICT機器を活用し、子どもたちが思考力や判断力、表現力を身に付けられるように、教職員の資質向上と授業改善を推進していく必要があります。

また、ここ数年の*全国学力・学習状況調査結果からみると、本市の子どもたちの学力はほぼ全国並み、全県並みとなっていますが、詳しく見ると、学力の高い層と低い層への二極化が見られます。さらに、まとまった量の文章や資料を理解しながら読むこと、話題に即して自分の思いや考えを持ち、相手に伝わるように書き表すこと、難しいと感じたことに対して粘り強く取り組むことが苦手であることが明らかになりました。また、特に中学生の読書量が少ないということや、ゲームやインターネットを長時間している児童生徒の割合が全国・県より高いという結果も明らかになりました。こうしたことは児童生徒の家庭や地域での過ごし方に課題があると考えられます。

これらの課題に対応するため、今後も市内の学校では自校の学力実態の分析結果を踏まえた授業改善を推進していくとともに、家庭教育支援や就学前からの子育てへの啓発を行う必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、本市の教育においても、休校やその影響による夏休み、冬休みの短縮など、さまざまな影響がありました。また、従来から学校行事は地域や保護者の協力・参加の上で実施していたことから、

学校行事の内容の見直しも行いました。コロナ禍での学校行事の見直し等、感染症に対応した学びの保障が課題となっています。

(2) 健康な生活の状況

心身の健全な発達を促すため、学校体育の充実を図り、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための資質や能力を育てるとともに、体力の向上と健康保持増進の基礎となる力を培う必要があります。

毎年実施されている全国体力・運動能力、運動習慣等の調査では、本市小学校児童、中学校生徒ともに多くの種目の体力値が全国平均値を下回っている現状があります。

この結果を受けて、各小学校では、「子どもの体力向上プラン」を策定し、体育学習の充実と運動習慣をつけるための取組を推進しています。また、各中学校でも「体力向上の取組」を計画し、取組についての評価と改善を繰り返しながら、子どもたちの体力向上を図っています。

しかしながら、体力を向上させるためには、学校だけでは不十分であり、普段の生活から運動の楽しさやすばらしさを実感させながら、運動嫌いにならないように自ら進んで運動やスポーツに取り組める子どもを育てることが大切です。

また、令和元年度の全国学力・学習状況調査結果から、本市の子どもたちの生活習慣は全国・県の平均と比較して大きい差はありませんでしたが、「早寝、早起き、朝ごはん」運動は規則正しい生活習慣を養う上で大切であり、継続して進める必要があります。

全国学力・学習状況調査結果【令和元年度】

◆設問「毎日、同じくらいの時刻に寝ているか」

回 答	全国		滋賀県		野洲市	
	小学生	中学生	小学生	中学生	(小学6年生)	(中学3年生)
そうしている	38.9%	33.6%	36.3%	31.2%	35.8%	29.2%

◆設問「毎日、同じくらいの時刻に起きているか」

回 答	全国		滋賀県		野洲市	
	小学生	中学生	小学生	中学生	(小学6年生)	(中学3年生)
そうしている	58.7%	57.0%	57.8%	55.5%	58.8%	54.2%

◆設問「毎日、朝食を食べているか」

回 答	全国		滋賀県		野洲市	
	小学生	中学生	小学生	中学生	(小学6年生)	(中学3年生)
毎日摂っている	86.7%	82.3%	89.0%	83.9%	89.8%	85.3%

(3) 特別支援教育の状況

＊特別支援教育は、すべての子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子ども一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び支援を行うものです。また、それは、特別支援学校や小中学校の特別支援学級のみならず通常の学級に在籍する児童生徒も含めて、教育的支援を必要とする子どもたちが在籍するすべての学校において実施されるものです。

本市の令和2年度の小中学校の特別支援学級は48学級を数え286名の児童生徒が在籍しています。

特別支援教育対象児童・生徒数の推移

	小学校			中学校		
	特別支援学級在籍	通常学級在籍	通常学級在籍率	特別支援学級在籍	通常学級在籍	通常学級在籍率
H28年度	146人	344人	11.8%	45人	129人	9.7%
H29年度	164人	346人	12.1%	55人	180人	12.8%
H30年度	174人	358人	12.4%	63人	166人	12.7%
R1年度	197人	419人	14.9%	64人	140人	10.3%
R2年度	217人	397人	14.3%	69人	127人	10.0%

(※通常学級在籍率…通常学級に特別な教育的支援を必要としている児童生徒が在籍している割合)

このような状況を踏まえ、就学前から、個々の子どもたちの実態に即して、より計画的できめ細かな指導や支援を行うための特別支援加配を配置し、子ども同士のつながりを大事にした保育を進めてきました。就学後はさらに個々のきめ細かな学習指導を含む支援が必要なことから、各校に特別支援教育支援員を配置するとともに、市内すべての学校・園を相談員が巡回し、保育・授業場面の観察をとおして支援の対象となる幼児児童生徒への具体的な支援の方法等について指導助言を行う巡回相談員派遣事業を実施し、各学校・園での実践につなげてきました。

これからの社会にとって*特別支援教育は、特別な教育的支援を必要とする子どもたちへの教育にとどまらず、多様な個人が能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し支えあう「共生社会の形成の基礎」と捉えた実践が必要です。

また、各園・小・中学校間の連携のもと、長期的な視点で子どもの社会的自立に向けての適切な指導や支援を行うとともに、*インクルーシブ教育システムの構築を進める必要があります。

(4) 不登校児童・生徒の状況

本市では、児童生徒の不登校（年間30日以上欠席）が大きな課題です。小学校の不登校児童在籍率は全国・県の平均を上回っており、さらに平成30年度以降は大幅に増加しています。中学校も令和元年度までは全国・県の平均より高い在籍率となっています。また、この数字には表れないものの、各校とも別室登校や行きしぶりが多い実態があります。

不登校児童・生徒数の推移

	小学校				中学校			
	野洲市 児童数	野洲市 在籍率	滋賀県 在籍率	全 国 在籍率	野洲市 生徒数	野洲市 在籍率	滋賀県 在籍率	全 国 在籍率
H28年度	19人	0.62%	0.49%	0.5%	59人	4.28%	2.79%	3.0%
H29年度	16人	0.53%	0.56%	0.5%	74人	5.16%	2.98%	3.2%
H30年度	38人	1.26%	0.76%	0.7%	56人	4.06%	3.37%	3.6%
R1年度	41人	1.36%	0.90%	0.8%	57人	4.04%	3.43%	3.9%
R2年度	48人	1.60%	1.05%	1.0%	45人	3.35%	3.49%	4.3%

不登校になる直接的なきっかけとしては、友人等の関係性の課題や学業の不振等が挙げられます。

ここ近年は、子どもたちの社会性の育ちにかかる課題、その背景にある*ネグレクト（育児放棄）や心理的虐待（大人の過度な期待や必要以上の叱責等）等との関連や、これらに加え家庭を含む社会の価値観の多様化等とも重なり、不登校の解決には、学校だけではなく、関係機関との連携した取組や保護者の理解と協力が不可欠となってきています。

また、不登校の未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組の充実を図るとともに、不登校の児童生徒が学校復帰や社会とつながることをめざして、情緒の安

定を図り、学習のサポートを進めるなどの支援が必要です。

3 青少年の健全育成をめぐる状況

情報化社会の進展に伴い、スマートフォン等の情報端末を介して、子どもたちがネットいじめや有害な情報による犯罪被害など、さまざまなトラブルに巻き込まれるケースが増加しています。

青少年育成市民会議や学校を中心にして、有害情報から身を守る研修会や啓発紙等でその危険性を保護者も含めた多くの市民に周知することにより、少しでも被害を減少させることが急務です。あわせて、子どもたちを加害者にさせない取組も不可欠です。

最近の傾向としては、街頭での補導や声かけによる指導は減少傾向にありますが、ニートやひきこもり、不登校といった社会生活を円滑に営むことが困難な青少年が増えており、多様化する状況ごとの支援が課題となっています。

また、放課後等での子どもの居場所については、*学童保育所と各学区*コミュニティセンターで開催している*地域子ども教室で対応していますが、学童保育所では、利用ニーズが高まるなかで、今後も待機児童ゼロと安心して預けられる施設として、安定した持続ある運営を図る必要があります。

さらに、地域の教育力向上のため、自治会や学区の青少年育成組織を*守山野洲少年センターの協力を得ながら、研修会や見守り活動の充実を図るとともに学校や家庭、地域、関係機関が連携して、青少年のために力を結集し、健全な育成を図る施策を幅広く展開していくことが必要です。

一方、家庭では核家族化が進展し、保護者の就労が不安定化する家庭もある中で、児童・生徒の「居場所」としての機能が弱くなっています。その結果、本来第一義的に育てるべき自尊感情の育成に課題がみられ、それが学力や人間関係づくりにも影響を及ぼしています。こうしたことから、学校と地域が連携・協働して子どもたちや保護者への支援を強化するなど家庭教育の支援に力を入れていく必要があります。

4 生涯学習・生涯スポーツをめぐる状況

医療体制の充実や医療の進歩等により「人生100年時代」の到来が予測されています。高齢者が元気で活躍する場を持つことは、本人の生きがいにもつながり、社会全体にとっても有益です。高齢者が生きがいを持って人生を送ることができるように学習や活動を支援するとともに、全ての世代の人生がより豊かで充実したものとなるよう多様な学びの場や機会を提供するなど、いつでも、どこで

も、だれでも学びあえる生涯学習環境の充実をめざす必要があります。

本市の生涯学習施設としては、図書館、歴史民俗博物館をはじめとした社会教育施設のほかに、各学区の7館の*コミュニティセンターがあり、各種講座や研修会を開催し、また、自主活動をされるグループへの活動の場の提供や支援を行っています。

現在は、参加者の固定化が見受けられ、多くの世代が気軽に立ち寄れ、いつでも、だれもが楽しんで学習や利用ができるよう、活動情報の提供や各団体の発表、交流の場が必要です。

また、少子高齢化や地域コミュニティの変容等の中で、次代を担う人材を育成し、活力ある地域づくりを進めることも重要です。

社会体育施設においても、総合体育館をはじめ市民グラウンド、野洲川河川公園等が整備されており、スポーツに親しむ市民が増加しています。

また、新たに健康と交流を創出する拠点施設として、クリーンセンターの余熱を利用した健康スポーツセンターも開所しました。

スポーツ推進委員協議会やスポーツ協会、スポーツ少年団、学区体育振興会、*総合型地域スポーツクラブは、地域の人たちと気軽にスポーツを楽しむ活動を展開し、体力向上はもとより世代間交流や地域間交流に寄与しており、こうした活動に対して支援を行っています。

生涯スポーツ社会を実現するために、大きな役割を担っているスポーツ関係団体は地域スポーツの振興に寄与していますが、団体運営を支える人材の確保等が課題となっており、団体が自主的・主体的に運営できるよう、さらなる支援が必要です。

本市の文化を特徴づける文化財の滅失や散逸等が課題となっており、これを防ぎ文化財をまちづくりに活かしながら保存と活用を図るため文化財保存活用地域計画を策定し、地域ごとに講ずべき内容を明らかにして課題解決に取り組む必要があります。

図書館については、北部合同庁舎に移転した中主分館と本館の2つの施設でサービスを行っており、令和元年度の貸出統計による貸出数は、全国の人口5万人規模の77自治体中で1位となるなど、多くの市民が利用しています。市民に資料と情報を提供することを目的とする図書館は、市民の多様化する要望にしっかり応えるため、今後も市民ニーズに合わせた資料の充実を図っていく必要があります。

*文化ホール3館や歴史民俗博物館、図書館等の社会教育施設や、総合体育館等の社会体育施設は、十分な改修を経ないまま建築後相当な年数が経過していることから、計画的な整備を行っていく必要があります。

第2章 第2期計画の成果と課題

第2期計画の総括

第2期計画に基づき推進してきたさまざまな施策については、基本理念「一人ひとりが大切にされ、おとなも子どもも学びあうひとづくり・まちづくり」の実現に向け、それぞれ成果を上げていることから、第2期計画の基本理念や施策の方向性は評価することができます。

第2期計画の主な成果	<ul style="list-style-type: none">○各小中全学校において、「わが校の学力向上プラン」に基づく授業改善を進め、家庭学習の手引き等を作成・活用しながら、学力の定着と向上に向けた取組を進めた。また、大型モニター等の*ICT機器の整備を進め、デジタルコンテンツの活用による教材づくりの効率化や、「見てわかる」授業づくりができた。○学校教育支援員や*オアシス相談員、*スクールカウンセラー、*スクールソーシャルワーカー等を活用し、いじめや問題行動への対応を強化した。また、深刻な不登校児童生徒への支援を行う家庭訪問型学習支援事業を開始した。○生涯学習講座を開催し、市民へ学習の機会を提供するとともに、自己啓発活動を推進するなど、生涯学習活動の推進が図れた。また、各種スポーツ大会の開催や指導者育成、生涯スポーツセミナー等を開催し、市民のスポーツ参加の拡充が図れた。
------------	--

しかしながら、その一方で、今後より一層、推進すべき施策が存在しています。また、第2期計画における施策を一つひとつみると、解決を必要とする課題が存在します。

<p>今後の主な課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○*全国学力・学習状況調査で明らかになった、文章や資料を理解しながら読むことや、自分の考えや思いを相手に伝わるように書き表すことが苦手、中学生の読書量が少ないなどの本市の子どもたちの課題への対応や、改訂された学習指導要領の目標を達成するため、*ICT機器も活用しながら、対話的で深い学びのための授業改善を進め、子どもたちが思考力や判断力、表現力を身に付けられるようにする必要がある。 ○増加傾向にある不登校児童生徒への支援や、特別な教育的支援を必要とする子どもたちへの支援に引き続き取り組む必要がある。また、不登校や問題行動等には家庭の教育力が関わっていることもあり、家庭の教育力の向上に向けた取組を推進する必要がある。 ○地域の教育力を向上させるために、学校や家庭、地域、関係機関が連携・協働して、次代の地域の担い手の育成に向けて施策を幅広く展開していく必要がある。 ○人生100年時代の到来に向け、すべての世代の人生がより豊かで充実したものとなるよう多様な学びの場や機会を提供する必要がある。また、年齢層に応じたスポーツの振興を図るとともに、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた取組を進め、見るスポーツの機会の充実を図る必要がある。
----------------	---

このことから、第3期計画においては、基本的な考え方は第2期計画を踏襲しますが、第2期計画策定以後、社会情勢の変化により発生した新たな教育的課題に対応するための施策を本計画に盛り込むとともに、施策の見直し・改善を図り、今後5年間、基本理念の実現に向けた取組を推進します。

第3章 計画の基本理念・施策の基本的な方向

1. 基本理念

愛と輝きのある教育のまち・野洲

～ 一人ひとりが大切にされ、おとなも子どもも

学びあうひとづくり・まちづくり ～

本市の子どもからおとなまでが、「思いやり」「やさしさ」「いたわり」の根源にある「愛」を大切に、さまざまな活動に取り組むことで「元気」「笑顔」「自信」「誇り」などの「輝き」を創出することが、本市のまちづくりにつながります。

本市は多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くまちづくりをめざしています。「人生100年時代」といわれる社会において、まずは一人ひとりの人権の尊重があり、その上でさまざまな市民がつながり協働することによってまちづくりの輪をひろげていくことが大切です。

そのためには、子どももおとなも自分を大事にする心を育み、学び続け、たくましく生きる力をつけ、その上で共につながり、助け合い、野洲を誇れるひとづくりとまちづくりを進め、「愛と輝きのある教育のまち・野洲」の実現をめざします。

2. 施策の基本的な方向

*教育大綱の基本理念の具現化にあたって、これから5年間の取組の方向性を明確にするため、「Ⅰ 子どもの「生き抜く力」を育てます」「Ⅱ 子どもの「育ち」を支援します」「Ⅲ だれでもどこでも学びあえるまちをつくります」の3つの基本的な方向を示します。

基本目標Ⅰ

子どもの「生き抜く力」を育てます。 ～学校教育を中心として～

現代社会は*グローバル化や情報化の進展等により、子どもたちを取り巻く環境は、予想を超えたスピードで変化し、多様化が一層進んでいます。

こうした社会の変化に柔軟に対応し、子どもたちがたくましく生き抜いていくには、子どもたちの発達段階に応じて、豊かな情操や自尊感情、人を思いやる心、社会性や自己有用感等を育み、生涯にわたって運動に親しむ能力や体力、健康の保持増進の基礎となる力を培うことが必要です。

一人ひとりの子どもの特性を活かしながら、子どもの「生き抜く力」を育てるために、学校・園、地域等が協働で野洲の特色ある教育を推進します。

基本目標Ⅱ

子どもの「育ち」を支援します。 ～学校・家庭・地域が一体となって～

子ども一人ひとりの豊かな成長には、多くの人が子どもの育ちに関心を持ち、積極的なかかわりを持っていく必要があります、特に、子どもの生活の中で多くの時間を費やす学校・園や家庭、地域の果たす役割は非常に大きいものとなります。

そのためには、まず大人が子どものよい手本となり、子どもの健全な心身や規範意識を育むことにつながる家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、学校・園、家庭、地域、企業、行政等がそれぞれの責任と役割について、主体的に取り組みながら一体となって子どもたちが安心して学べる教育環境を整えます。

また、地域のつながりの変容や家庭環境の変化が進む中、子どもたちの育ちの基礎となる家庭教育を地域全体で支えるため、保護者としての学びの機会や交流の場づくりを進めます。

幅広く地域と学校との連携による取組が充実するよう、組織的で持続可能な体制づくりを進め、社会全体で子どもの「育ち」を支える環境づくりを進めます。

基本目標Ⅲ

だれでもどこでも学びあえるまちをつくれます。

～誰もが生涯にわたって成長し心豊かに～

誰もが自己の生活を豊かにしていくためには、生涯をとおして、自ら学びを広げ、深めていくことが重要です。本市では、子どももおとなもともに学びあうという考えのもとに、生涯学習社会の実現をめざしています。

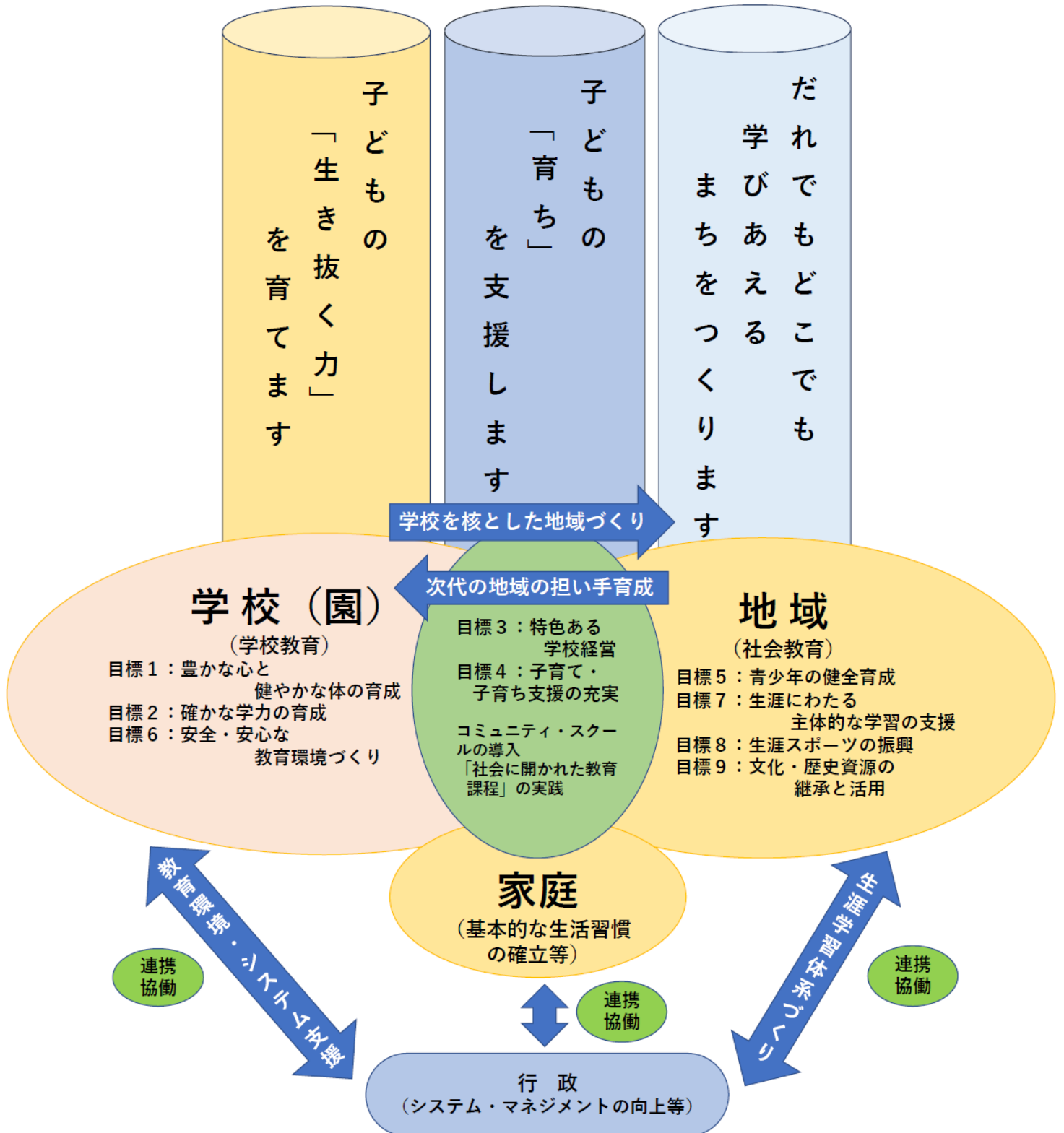
地域における活動の担い手が固定化・高齢化する傾向にあることから、すべての人が参加しやすく、生きがいを感じられるような生涯学習・生涯スポーツの環境の整備・提供を進めることで、社会に貢献できる人材育成の仕組みを構築します。

歴史、文化を、次代を担う子どもたちによりよい形で引き継ぐために、歴史遺産と文化の保存及び継承、活用を図ります。

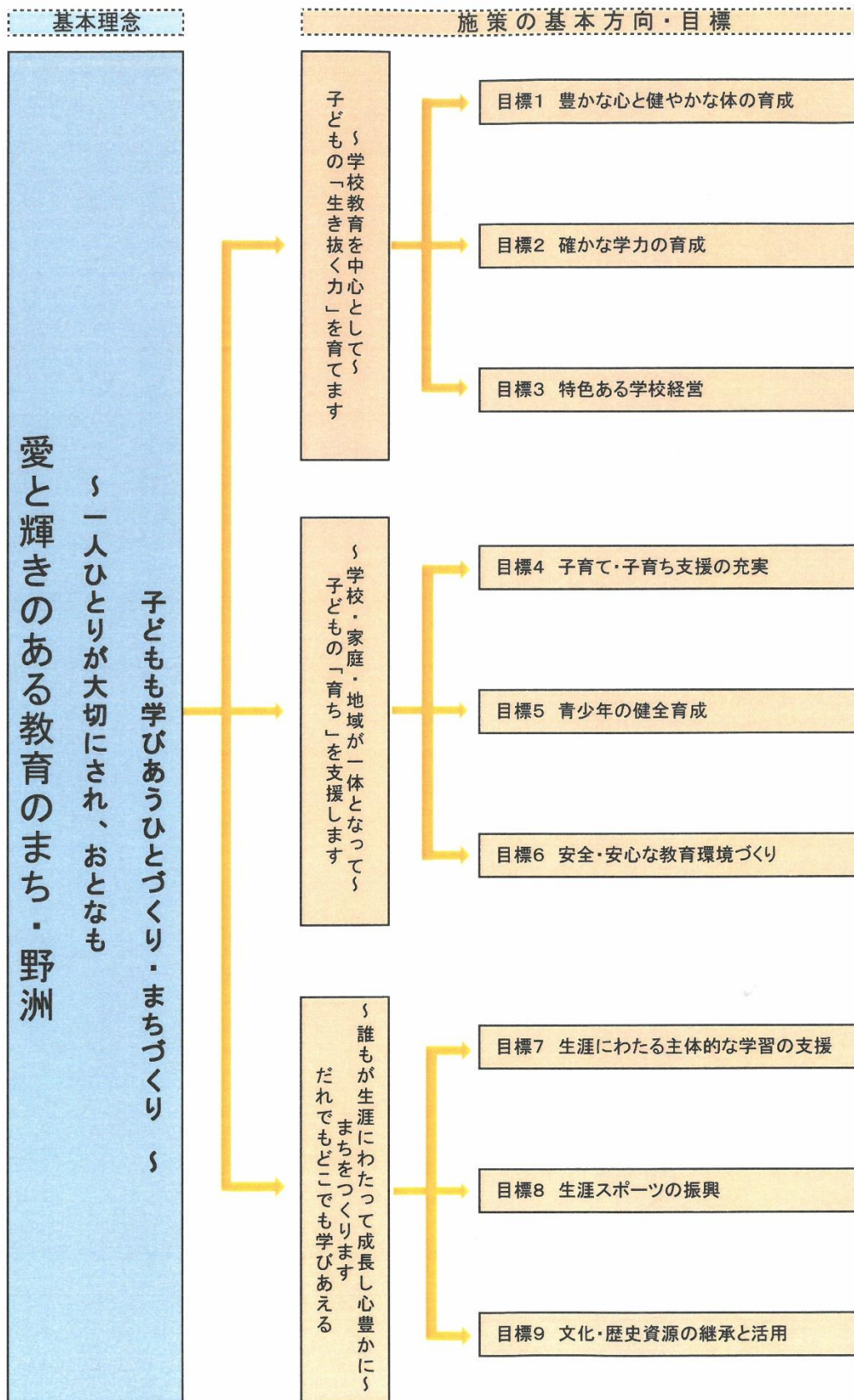
また、誰もが生涯にわたって学び続け、その成果が地域の活力やつながりの形成に活かされ、学びの好循環がうまれるまち、誰もが生涯にわたって成長し心豊かにすごせるまちづくりを進めます。

●連携・協働による計画の推進

学校・園、家庭、地域、行政が連携・協働により計画を推進するための持続可能な仕組みを構築していきます。



3. 施策体系 図



4. 目標達成に向けた重点的に取り組むべき施策

【目標1】 豊かな心と健やかな体の育成	19
・施策1 基本的な生活習慣の形成と社会性の育成	19
・施策2 食育推進	19
・施策3 体力向上の取組の推進	20
・施策4 いじめや問題行動等への対応の強化	20
・施策5 不登校の子どもや保護者への支援	21
【目標2】 確かな学力の育成	21
・施策6 新しい教育内容への支援と確かな学力の向上	21
・施策7 教職員の指導力の向上	22
・施策8 道徳教育の推進	22
・施策9 人権教育の推進	23
・施策10 特別支援教育の推進	23
・施策11 子どもの読書活動の推進	24
【目標3】 特色ある学校経営	24
・施策12 創意と工夫を生かした特色ある教育活動の推進	24
・施策13 幼保一元化の推進	25
・施策14 地域とともに歩む学校・園づくり	25
・施策15 教育の振興と教育施策の点検・評価	26
・施策16 教育課題を的確に把握し、議論する総合教育会議の開催	26
【目標4】 子育て・子育て支援の充実	26
・施策17 子どもの居場所づくりの推進	26
・施策18 家庭・地域の教育力の向上に向けた取組の推進	27
【目標5】 青少年の健全育成	28
・施策19 青少年の健全育成運動の推進	28
【目標6】 安全・安心な教育環境づくり	28
・施策20 学校施設の適正な維持管理の推進	28
・施策21 学校の危機管理体制の充実と地域と連携した安全・安心な環境づくり	28
【目標7】 生涯にわたる主体的な学習の支援	29
・施策22 人権教育の推進と人権を尊重するまちづくり	29
・施策23 生涯学習機会の充実	30
・施策24 生涯学習社会への環境整備	30
・施策25 図書館の充実	30

・施策 26	社会教育・社会体育施設の整備	31
【目標 8】	生涯スポーツの振興	31
・施策 27	生涯スポーツの充実	31
・施策 28	競技スポーツの振興	32
【目標 9】	文化・歴史資源の継承と活用	33
・施策 29	文化財の保護と活用	33
・施策 30	地域の歴史と文化の継承	33
・施策 31	博物館・図書館等を活用した学習活動の推進	34
・施策 32	文化・芸術活動への支援	34

第4章 施策の展開

I・子どもの「生き抜く力」を育てます。 ～学校教育を中心として～

●目標1. 豊かな心と健やかな体の育成

施策1 基本的な生活習慣の形成と社会性の育成

(学校教育課、こども課)

子どもたちの社会性は人と関わることによって醸成される面が多いと言われています。基本的な生活習慣や、社会生活を送る上で持つべき規範意識、生命の尊重、他人への思いやり等を育てる必要があります。

- ①早寝、早起き、朝ごはん運動等については、引き続き家庭と連携した取組を進め、また、「おはよう」「ありがとう」のあいさつ運動を推進します。
- ②社会性の育成をめざす体験活動やキャリア教育、地域貢献活動など学校と地域の主体的な取組への支援を行います。
- ③就学前教育段階は、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培うことから、福祉分野とも連携し、その重要性について啓発するとともに親子の育ちを支援します。

施策2 食育の推進

(学校教育課、学校給食センター)

子どもたちが「食」に関心をもち、栄養バランスや食の安全性等について正しい知識を身に付け、自分自身の健全な食生活について考えることができる力を養う必要があります。

- ①小中学校の学校教育活動全体で食に関する指導を充実させ、学校給食における安全な食材の確保と地産地消を意識した地元食材の積極的な使用を図ります。
- ②子どもたちの望ましい食習慣の形成に向けて、学校給食センターや健康推進課と家庭との連携を一層強めます。
- ③*栄養教諭や*栄養職員を活用し、食育の授業を展開します。
- ④食物アレルギー対応の実施にあたっては、食物アレルギーをもつ子どもの保護者、学校、学校給食センターが情報共有を行い、綿密に連携する体制づくりを進めます。
- ⑤夏休みに親子ふれあい料理教室を開催し、食べ物、栄養、給食など食に関

する理解を深めます。

施策3 体力向上の取組の推進

(学校教育課、生涯学習スポーツ課)

子どもの体力向上を図るために、学校において子どもたちに「体を動かす楽しさ」を実感させたり、外遊びができる環境づくりが必要です。

また、運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られることから、運動・スポーツに親しみ、身体的能力の基礎を養う活動等をとおして、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てる必要があります。

- ①スポーツ推進委員やスポーツ協会、学区体育振興会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等と連携し、子どもたちが主体的に運動に取り組む機会を充実させます。
- ②幼児期からの体づくりの大切さを保護者に啓発するとともに、幼児期からの運動遊びの充実をめざします。
- ③運動に親しむ習慣の確立と主体的に学ぶことができる体育科の授業づくりに努めます。
- ④中学校部活動の指導に、学校が必要とする専門的な技術指導に優れた地域の人材(外部指導者)を活用し、地域と連携した部活動をめざします。

施策4 いじめや問題行動等への対応の強化

(学校教育課)

いじめをはじめとするあらゆる生徒指導上の問題行動は、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要があります。

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであるという認識のもと、関係機関が連携して、いじめ問題に総合的な対策を行う必要があります。

- ①子どもたちの健全育成に向け、家庭や学校、地域、関係機関が連携を強化します。
- ②いじめや問題行動等を未然に防止するため、業務の精選を図り、子どもと向き合える時間を確保し、普段からの子どもたちとの関係づくりに努めます。
- ③学校内外のパトロールや相談体制の充実に向けて、*オアシス相談員を配置します。
- ④学校の教育機能を効果的に発揮するため、「*チーム学校」として、*スクールカウンセラーや*スクールソーシャルワーカー、*スクールソーシャルワークスーパーバイザー、関係専門機関と連携した取組を進めます。

- ⑤児童会・生徒会活動をはじめ、児童生徒の自治的能力を高める教育活動を支援します。
- ⑥野洲市いじめ防止基本方針に基づき、関係機関との連携のもと組織的にいじめ問題の対応に当たるとともに、その未然防止等の啓発に努めます。

施策5 不登校の子どもや保護者への支援

(学校教育課、ふれあい教育相談センター)

不登校や不登校傾向を示す子ども一人ひとりへのきめ細かな対応ができる校内の相談体制の充実や、家庭や地域、関係機関が連携し温かく支える体制づくりが必要です。

- ①*オアシス相談員や*スクールカウンセラー、*スクールソーシャルワーカー、*スクールソーシャルワークスーパーバイザーを配置するなど教育相談体制を整備し、組織的に対応できる体制を確立します。
- ②ふれあい教育相談センター等、関係機関と連携し実態に応じた指導や支援を行うとともに、保護者相談にも応じながら、個々の状況に応じた未然防止や教室復帰に向けた取組を進めます。
- ③家庭訪問型学習支援事業を活用し、支援員の家庭訪問によって、不登校児童生徒や保護者の支援に努めます。
- ④早期対応に向けては、兆候を示した児童・生徒に対する確かなアセスメントを共有した上で、プランニング、実行へとつなげていく必要があり、関係機関の連携のもと、個々の状況に応じてケース会議をもちながら協働した対応を進めます。
- ⑤地域学校協働活動の中において不登校予防の観点で取組を進め、行きしぶりや保健室登校等の予防的対策を進めます。

●目標2. 確かな学力の育成

施策6 新しい教育内容への支援と確かな学力の向上

(学校教育課)

確かな学力の定着・向上のためには、子どもたちが「わかる喜び、できる楽しさ」を実感し、家庭学習等の自主学習が着実に進められることが必要です。

学校では、近年急速に進む情報化と*グローバル化により、従来からの基礎学力に加え、プログラミング学習や英語力等の新しい能力の獲得が求められます。これらの新しい教育内容に対応するための教員の資質向上が求め

られる他、教育をサポートし、効果を高めるための*ICT環境の整備と活用の推進が必要です。また、*SDGsの視点も取り入れた行動がとれることが大切です。

- ①各小中学校が策定する「わが校の学ぶ力向上策」や学力調査の結果に基づいて、全教員が指導方法の工夫・改善、ICT機器を活用した授業改善を進めます。
- ②国際協会との連携や地域等の外部人材活用による国際理解教育の推進や外国語活動等の新しい教育内容の充実を図ります。
- ③朝の会や放課後、夏休み等の長期休業期間を利用し、学習の補充や予習復習等の習慣化を図る取組を進めます。また、基礎的・基本的な学力の定着をめざし、児童生徒個々への支援に努めます。
- ④ICTを活用した授業に積極的に取り組み、プログラミング学習等のこれからの時代に即した教育の充実を進めます。また、新型コロナウイルス感染症等への対応として、学校の臨時休業にも対応できるよう、オンライン授業も進めます。
- ⑤主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた授業改善と指導体制の充実に取り組みます。

施策7 教職員の指導力の向上

(学校教育課)

教育を取り巻く環境が大きく変化する中で、学校教育に対する期待に応えるためには、教職員に対する信頼を確立し、教職員の資質能力がより一層高いものとなるようにすることが重要です。

- ①就学前から小学校、中学校等の縦の連携を重視した保育や授業の実践、研究をとおして、めざすべき子どもの姿を共有し生きる力の育成に努めます。
- ②教育研究所と連携した教職員研修の充実を図るとともに教職員の主体的な研究活動を支援します。
- ③自ら学び続けようとする教職員の育成と資質向上を図るため、*OJTの推進や職務、経験年数等に応じた効果的な研修を進めます。
- ④さまざまな教育課題に組織的に対応できるよう、コミュニケーション力や連携力、リーダーシップ力の強化に努めます。

施策8 道徳教育の推進

(学校教育課)

道徳教育において、児童生徒が、生命を大切にできる心や他人を思いやる

心等の道徳性を育むことが必要です。

- ①子どもたちの豊かな情操や規範意識、自尊感情、社会性、思いやる心等を育むため、道徳教育の充実をめざすとともに体験的な活動の推進に努めます。
- ②「考え議論する」道徳科への転換により、これまでの実践の成果を踏まえつつ、授業改善に取り組みます。

施策 9 人権教育の推進

(人権施策推進課、学校教育課、こども課)

全ての人がお互いの「個性」を尊重し、多様性を認め合い、互いに支えあひながら人権が尊重される社会の実現をめざして、人権学習・啓発等を推進し、人権意識の高揚を図る必要があります。

- ①学校・園ではお互いの「人権」を大切にする人権教育の推進に努めます。
- ②子どもたちが人権の意義や人権問題について正しく理解するとともに、自分と他者の人権をともに大切にし、偏見や差別を許さない意識や人権を尊重する実践的態度を身に付けるため、教材の工夫や指導方法等について実践・研究を行い、授業改善に努めます。
- ③子どもが日常的に人権感覚を高めていくために、指導力の向上を図る研修や実践等とおして、教職員自身の人権感覚を高めます。

施策 10 特別支援教育の推進

(学校教育課、こども課)

子どもたち一人ひとりの特性に応じたきめ細かな教育を行うことは、特別な教育的支援を必要とする子どもたちへの教育にとどまらず、すべての児童生徒の教育活動の充実につながることから、*インクルーシブ教育システムの構築を進める必要があります。

- ①教職員の研修体制を充実し、*特別支援教育に関する資質の向上を図るとともに、個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づく適切な指導と支援に努めます。
- ②特別支援教育コーディネーターのサポート体制を整えるとともに、教職員が連携しながら、子どもたちへの支援や指導の充実、保護者への支援に努めます。
- ③専門家チーム、巡回相談員が全ての学校・園を計画的に訪問し、具体的な支援の方策や支援体制について指導・助言を行う取組を進めます。

施策 1 1 子どもの読書活動の推進

(野洲図書館、生涯学習スポーツ課、学校教育課)

子どもたちが、積極的に読書活動を行う意欲を高め、豊かな心を育むことができるよう、家庭、学校、図書館が連携して読書活動を促進することが必要です。

- ①「野洲市子どもの読書活動推進計画」に基づき、子どもたちの発達段階に応じて、読書活動の基礎づくりから、情報を正しく理解し、他の情報と結びつけて自分なりの考えをまとめられる能力を育む取組を進めます。
- ②学校と図書館との連携を図り、学校図書館の充実のための支援を行います。
- ③司書教諭をはじめとする教職員の研修の場を工夫し、スキルアップに努めるとともに、学校図書ボランティアとも協力しながら読書活動の充実に努めます。

●目標 3. 特色ある学校経営

施策 1 2 創意と工夫を生かした特色ある教育活動の推進

(学校教育課、こども課)

学校では、子どもたちや地域の実態に応じて、創意と工夫を生かした特色ある教育活動を積極的に展開する必要があります。

- ①「*元気な学校づくり事業」を実施し、各校で特色ある教育活動の展開を行っていますが、その継続と一層の拡充に努めます。
- ②地域の教育力を活かすため、地域全体で学校を支援する「*学校応援団事業」を継続実施し、学校支援活動の拡大と充実に努めます。なお、今後は「学校応援団事業」から地域学校協働活動への移行を進めます。
- ③学校運営協議会を通じ、地域の人々の生き方に学び、地域での体験学習等を進めます。
- ④「学校応援団事業」から地域学校協働活動に、さらにはPDC Aサイクルを基本とする*コミュニティ・スクールへ展開を図るとともに、子どもたちが地域行事や地域でのボランティア活動等に主体的に参加する場を大切にします。
- ⑤中学校区ごとの保・幼、小・中学校の連携を大切にするとともに、めざす子ども像を共有し、系統的な教育活動を進める施設分離型の一貫教育の展開をめざします。

施策 1 3 幼保一元化の推進

(こども課、学校教育課)

より質の高い教育・保育の提供を行うため、新教育要領及び新保育指針に従い、「*幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を考慮しながら、*幼保一元化に向けた取組の充実とともに、地域の特性を活かした教育・保育の充実を図る必要があります。

- ①多様化する保護者の教育・保育ニーズに応えるため、幼稚園では預かり保育を継続します。
- ②民間保育所と競合しないように配慮しながら、地域の事情に則した幼保一元化及び待機児童の解消を図るため、保育所と幼稚園を併設する「こども園」等の施設整備を図ります。
- ③計画的な受け皿整備とともに、処遇改善をはじめとする労働環境の改善を図り、教育・保育の担い手不足の解消に取り組みます。
- ④公立保育園・幼稚園の統一したカリキュラムの推進とともに、地域の特性を生かした教育・保育の充実を図ります。
- ⑤より質の高い教育・保育が提供できるよう、統一した園評価（自己評価・関係者評価）を実施し、必要な改善に取り組みます。

施策 1 4 地域とともに歩む学校・園づくり

(学校教育課、こども課、生涯学習スポーツ課)

「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という新学習指導要領の目標を学校と地域が共有し、子どもたちが次代の地域の担い手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、相互の連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進め、一体となって子どもたちの成長を支えていくため、地域とともに歩む学校・園づくりを進めることが必要です。

- ①地域とともに歩む学校・園づくりのため、*コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入します。
- ②学校と地域をつなぐコーディネーターの確保と育成に努めます。
- ③子ども、学校、地域の特色や課題に沿った目標の設定と共有並びに目標達成のためのシステムづくりを進めます。
- ④地域学校協働活動の中で、地域ボランティア等の地域人材の発掘を進め、地域人材を活用した教育活動を進めます。
- ⑤次代の地域の担い手となる子どもたちによる地域貢献等、子どもの主体性を重視した計画を地域とともに立案・実践します。

施策 15 教育の振興と教育施策の点検・評価

(教育総務課、学校教育課、こども課)

多様化する家庭、学校、地域のニーズに応えるため、教育委員会の機能の充実と強化が必要となっています。

- ①学校訪問をはじめ、地域の住民や子どもたちとの意見交換会や交流会を開催しながら、地域の実情を把握したうえで、それぞれの特色ある教育の振興に取り組みます。
- ②学校評議員会等を活用し、地域とともにある学校づくりを推進するとともに、地域とともに「*学校応援団事業」の充実に努めます。なお、今後は「学校応援団事業」から地域学校協働活動への移行を進めます。
- ③「野洲市教育の日」関連事業を開催し、その普及と啓発を進めます。
- ④外部評価委員による教育行政の評価を行い、教育行政の推進を図ります。
- ⑤教育委員会事務局事務事業だけでなく、学校・園における行事・事業の情報発信の充実を図ります。

施策 16 教育課題を的確に把握し、議論する総合教育会議の開催

(教育総務課)

今後、ますます複雑多岐になる教育制度について、それぞれテーマを設けながら、教育委員会と市長が一体となって、議論と検討を行います。

- ①教育行政について、市長部局への一部事務移管により、意思決定の迅速化を図るとともに、学校及び就学前教育等に専念できる環境を構築します。

Ⅱ・子どもの「育ち」を支援します。
～学校・家庭・地域が一体となって～

●目標 4. 子育て・子育て支援の充実

施策 17 子どもの居場所づくりの推進

(こども課、生涯学習スポーツ課)

子どもの居場所づくりや多様な世代が参画するさまざまな活動への取組を継続するとともに、子どもが自由に活動する場を提供し、主体的に学び成長できるような育てる支援へ転換する必要があります。

- ①*学童保育所では、計画的な施設整備等を図り、待機児童ゼロと安心して預けられる施設として、安定した持続ある運営を進めます。
- ②放課後や週末等における地域の子どもたちの安全・安心な居場所を確保し、地域の多様な世代が参画するさまざまな体験・交流・学習活動を子どもたちへ提供します。

施策 18 家庭・地域の教育力の向上に向けた取組の推進

(学校教育課、生涯学習スポーツ課)

家庭・地域は、子どもの生活の基盤であり、子どもが育つ上で重要な役割を担っていることから、自尊感情の育成をはじめとする子どもの健全な成長にとってきわめて重要な意味を持っています。

このことから、子どもの「育ち」を支援するために、学校・園や家庭、地域がお互いに連携、協働しながら、保護者支援の強化も含め、家庭・地域の教育力の向上に取り組む必要があります。

- ①子どもの成長段階にあわせて基本的な生活習慣の確立や規範意識の醸成等について家庭の意識を高められるよう、子育て等に関する相談や学習機会を設け、家庭、地域と学校がともに考え実践します。
- ②PTA・保護者会と協働して子どもの社会性や規範意識を育むための家庭教育、地域教育の充実に努めるとともに、家庭や地域と連携して子どもたちの基本的な生活習慣の確立に向けた啓発を進めます。
- ③学校・園や家庭、ふれあい教育相談センター、福祉部局と連携をさらに深め、学習支援・生活支援を充実し、学校・園生活に関する悩みや課題の解決に向けた取組を進めます。
- ④学校に*スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関と連携しながら家庭教育環境の調整・支援に努めます。
- ⑤児童虐待の未然防止、早期発見・対応に向け、地域・関係機関との連携・協働を図ります。また、困難を抱えている子どもや家庭についても、早期に発見し適切な対応が取れるよう地域・関係機関との連携・協働を図ります。
- ⑥保護者としての学びの機会や交流の場づくり等を進めます。

●目標5. 青少年の健全育成

施策19 青少年の健全育成運動の推進

(生涯学習スポーツ課)

すべての青少年が心身ともに健やかに成長していけるよう、さまざまな体験活動や交流の場の機会を創出し、家庭、学校、地域の連携を一層強め、青少年をとりまく環境の健全化を図る必要があります。

- ①青少年の育成団体の後継者の育成に努めるとともに、子どもも大人も主体的に活動に関われるような場所と機会を提供することで、次代の地域活動のリーダーとなるような担い手を育成していきます。
- ②家庭・学校・地域・少年センター・警察等と連携し、青少年を有害な情報や犯罪から守り、非行防止やひきこもり対策の取組を推進するとともに、情報発信や相談支援体制の整備に努めます。
- ③*守山野洲少年センターでは臨床心理士も含めた相談体制を取り、無職少年対策指導や立ち直り支援事業「あすくる守山野洲」の活動等とおして、非行問題をはじめ、さまざまな困難を有する青少年たちの立ち直り支援を連携して行います。

目標6. 安全・安心な教育環境づくり

施策20 学校施設の適正な維持管理の推進

(教育総務課、学校教育課)

学校は、児童や生徒が長時間学習をする場所であり、子どもたちが安心して学べる教育環境を整えることが重要で、学校施設の安全性の確保と教育環境の改善を図る必要があります。

- ①子どもの安全で快適な学習環境の確保とよりよい教育環境のため、学校の施設点検を行い、安全に学び活動できる施設の維持管理に努めます。
- ②小中学校施設保全計画に基づき、老朽校舎の改築や長寿命化の推進に努めるとともに、学校トイレの洋式化や非構造部材の耐震化を進めます。
- ③新型コロナウイルス感染症等の感染対策として新しい生活様式が求められており、教育活動の継続に必要な環境整備を進めます。

施策21 学校の危機管理体制の充実と地域と連携した安全・安心な環境づくり

(学校教育課)

近年、学校の危機として地震や水害といった自然災害だけではなく、新型

コロナウィルス感染症をはじめとする新たな危機を想定する必要がある、今の社会に対応した教育の在り方を模索していくことが必要です。

- ① 学校安全計画に基づき児童生徒への安全教育の推進と通学路における日常的な交通安全指導を実施するとともに、ハード面では関係機関と連携して通学路の安全対策を進めます。
- ② 計画的に避難訓練や大規模変災時における引渡し訓練を実施します。
- ③ 具体の事案を基にした「学校防災マニュアル」と「学校危機管理マニュアル」の見直しと改善を行うとともに、平時におけるマニュアルの実践と危機発生時における対応の実践に努めます。
- ④ 学校運営協議会を通じて、子どもたちの登下校等、地域生活の見守り活動（*スクールガードなど）のシステムを構築します。

Ⅲ・だれでもどこでも学びあえるまちをつくります。
～誰もが生涯にわたって成長し心豊かに～

●目標 7. 生涯にわたる主体的な学習の支援

施策 2 2 人権教育の推進と人権を尊重するまちづくり

（人権施策推進課）

地域においては地区別懇談会をはじめ、さまざまな研修が実施されており市民の人権意識は高まってきています。

しかし、今なお社会には多くの人権問題が存在し、命を軽んじる虐待やインターネット・SNSでの誹謗中傷等に加え、社会環境の変化や人々の意識の変化に伴い、*LGBT等性的少数者への偏見など新たな課題も生じています。

- ① 市民が人権の大切さについて一層理解し、あらゆる人権問題を自分自身の課題と考え、人権の尊重を確立するために学習することができるように、学校・園や地域、企業、各種団体における人権教育の一層の充実と相談支援体制の充実を図ります。
- ② 家庭、地域、職場等における意識啓発の推進や企業訪問を通じた相談支援体制の充実を図るなど、家庭、地域、企業における男女平等の意識づくりに取り組み、男女共同参画社会を推進します。
- ③ 国際理解教育の推進等、学校・園、地域、企業と連携しながら多文化理解を促進し、*多文化共生の地域づくりを推進します。

施策 2 3 生涯学習機会の充実

(生涯学習スポーツ課)

「人生 100 年時代」に向け、生涯学習の重要性は一層高まっています。

市内では多くの市民が、サークル活動や各種講座に参加し、自らを磨きながら生涯学習活動に取り組み、その中で学習成果を活用し、それを生かしてさまざまな分野で活動することは地域づくりにとって重要です。

- ①市民への学習の機会を提供するとともに、サークル活動や各種講座の啓発・普及を図ります。
- ②サークル間での発表等を通じて自らがより良い学びを追求するなどの自立した活動が求められるため、その支援として*コミュニティセンターと連携を図り、学習機会の充実と成果を活かす場の提供に努めます。
- ③地域において活躍する人材を育成するため、生涯学習カレッジや*出前講座等の研修の充実を図ります。
- ④市民による生涯学習のまちづくりの推進をめざすとともに、市民ニーズや社会的課題に沿ったメニューを充実させ、*ICT等を活用した新しい学習方法の導入や講座メニューの内容等の充実を図ります。
- ⑤*生涯学習推進員等が学んだことをボランティア活動や地域の課題解決のために、地域で活かせる機会を提供します。

施策 2 4 生涯学習社会への環境整備

(生涯学習スポーツ課)

市民ニーズに沿ったメニューの充実やICT等を活用した新たな学習手法の導入、また、わかりやすく情報が届くような仕組みづくりが必要です。

- ①社会教育関連諸事業（講座や教室）の開催状況や招へいしている講師に関する情報を*コミュニティセンターや各団体に情報提供します。
- ②生涯学習カレッジや*出前講座等を充実し、各自治会、各団体に情報提供し啓発します。
- ③社会教育団体への支援と担い手の育成、活動しやすい環境の整備に取り組みます。
- ④身近な施設を活用した活動の推進や、インターネット等を活用したわかりやすい情報の発信方法を工夫します。

施策 2 5 図書館の充実

(野洲図書館)

図書館は、市民の学習する権利、知る権利、読書の自由を保障する機関であり、必要な資料と情報を市民に提供することを基本的な目的としていま

す。

- ①新鮮で魅力ある資料を収集するとともに、*レファレンス業務や図書館間の資料の相互貸借制度も利用し、調査相談等への対応を的確に行い、多様化、高度化する市民のニーズに応えるよう努めるとともに、司書の資質向上に努めます。
- ②市民の潜在的な要望や将来予想される要望も考慮し、また、郷土資料や行政資料等、本市として保存すべき資料にも留意して資料の収集、提供を行います。
- ③利用の微減傾向があることが課題となっており、市民へのPRに努めるとともに、社会状況の変化に対応した取組を工夫します。
- ④一人ひとりの市民の情報ニーズに、的確に応えることができるだけの幅と深みをもった蔵書の構築に努め、市民が必要とする資料・情報を確実に提供できるよう進めます。
- ⑤関係各部署や学校・園等と連携して子どもの読書活動の推進を図り、各種事業に取り組みます。
- ⑥図書館の利用に困難を抱える高齢者や障がい者等へのサービスにも留意し、誰もが必要な資料を入手できるよう努めます。

施策 2 6 社会教育・社会体育施設の整備

(生涯学習スポーツ課、国スポ・障スポ大会推進室、スポーツ施設管理室)

*文化ホール3館をはじめとする文化施設や総合体育館等の社会体育施設については、開館後年数の経つ施設が多いため、利用者のニーズを把握したうえで改修計画を策定し、親しみやすく利用しやすい施設をめざし、施設整備に取り組むことが必要です。

- ①第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会に向け社会体育施設整備を行い、併せて市民の求めるスポーツ施設の充実を図ります。
- ②*公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な改修を行い、施設の長寿命化を図ります。

●目標 8. 生涯スポーツの振興

施策 2 7 生涯スポーツの充実

(生涯学習スポーツ課、スポーツ施設管理室)

市民が生涯にわたってライフステージや体力、目的に合わせて身近にスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康の保持増進と心豊かな生活を送ること

ができるよう、地域のスポーツ活動の推進等に取り組むことが必要です。

- ①各種スポーツ大会の開催や指導者育成会、講習会を開催し、市民のスポーツ参加の拡充を図ります。
- ②生涯スポーツセミナーを開催するとともに、ニュースポーツの普及を図ります。
- ③スポーツ協会やスポーツ少年団、学区体育振興会、*総合型地域スポーツクラブの活動への支援を行い、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、気軽にスポーツを楽しむ地域づくりを推進するため、市立学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲内で体育・スポーツ活動等に開放し、市民の心身の健全な発達を図ります。
- ④総合型地域スポーツクラブを支援し、障がい児・者のスポーツの普及啓発に努めます。
- ⑤社会体育施設では、施設の特性を活かして年齢層に応じたスポーツ教室等を実施し、幅広い市民の参加・交流の機会やスポーツに親しむ機会・健康体力づくりの機会の充実を図ります。

施策 28 競技スポーツの振興

(生涯学習スポーツ課、スポーツ施設管理室、国スポ・障スポ大会推進室)

すべての市民が、生涯にわたり笑顔で明るく健康な生活を送ることができるように、さまざまな視点からスポーツの推進を図る必要があります。

- ①スポーツ協会に加盟している競技スポーツ団体をはじめ、競技スポーツに関係する団体等のさらなる振興のため、大学や関係機関と連携して実技講習会や競技に関する研修会を開催します。
- ②本市を代表する選手やチームが全国大会等で活躍することは、市民の誇りや連帯感を醸し出すもので、活力ある地域づくりへ繋がるため、市民とともに競技スポーツを楽しみ、夢を与えるようなアスリートの育成や支援を推進します。
- ③総合体育館等の社会体育施設を活用して、各種大会等の招致に努め、活力と感動あふれる場づくりを推進します。
- ④第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会が意義ある大会となるよう、準備・運営に関わるすべての関係者が大会の方向性や目標をしっかりと共有し、一丸となって取組を進めるとともに、大会を契機にスポーツに興味を持ってもらうために「見るスポーツ」の機会の充実に努めます。また、ボランティアスタッフによる競技への支援を進め、「支えるスポーツ」としても重要です。

- ⑤本市で開催する正式競技、公開競技等を、大会開催後も、市のスポーツとして定着させ、競技団体等と協力・連携し、スポーツの普及と発展並びに市民の健康増進と体力向上の推進を図ります。

●目標 9. 文化・歴史資源の継承と活用

施策 29 文化財の保護と活用

(文化財保護課)

さまざまな社会環境の変化により文化財保護を取り巻く環境は厳しくなっていることから、自然や歴史的・文化的遺産を大切にしながら、地域と協働して文化財の保護と活用を進める必要があります。

- ①大岩山出土の銅鐸をはじめ、大岩山古墳群、永原御殿跡等の貴重な文化財を後世に伝えられるよう保存・整備を図りながら歴史民俗博物館での展覧会等を通じて、市民への啓発に努めます。
- ②体験学習をとおした学習活動や地域での生涯学習講座等で保護と活用について啓発を進めます。
- ③観光、教育、地域づくり等、他分野との連携により歴史・文化遺産を地域資源として活用できるよう、方法を検討し展開します。
- ④所有者や地域の人たちとともに指定文化財の適切な保存修理・防災事業・維持管理を進めるとともに、後継者育成への支援を行います。
- ⑤史跡永原御殿跡の保存整備を推進し、地域とともに史跡の保存・管理・活用に取り組むとともに、歴史ツーリズム等観光分野との連携を促進します。
- ⑥市内に残る文化財の調査を進め、本市が残し活かすべき文化財を保存活用地域計画としてとりまとめ、施策へ反映します。
- ⑦身近な文化財に触れる*フィールドワークや地域に即した*出前講座の開催等、祖先が培ってきた地域文化を学ぶ機会を増やすとともに、インターネットやSNS等を活用し市外にも広く魅力の情報を発信します。

施策 30 地域の歴史と文化の継承

(文化財保護課)

地域に伝わる文化財や民俗文化を、地域で守り継承していくことは、ふるさとを愛する感情と郷土の文化を誇りに感じる意識を醸成するものです。

- ①指定文化財の修理や維持管理を支援し、文化の継承を図るとともに、後継者育成への支援を行います。
- ②地域の特色ある文化財について、文化財指定を図り保存・継承に努めま

す。

- ③地域の歴史や文化を再発見する歴史学習として、現地見学会や講座等の開催と支援を行います。
- ④地域に点在する史跡や文化財を活用した調査や成果講演会を開催し、地域の文化財愛護意識の高揚に努めます。

施策 3 1 博物館・図書館等を活用した学習活動の推進

(歴史民俗博物館、野洲図書館)

歴史民俗博物館や図書館等の社会教育施設を情報の発信源や生涯学習の拠点として、学習環境の整備と学習活動内容の充実を図り、多くの市民がその活動の幅や輪を広げ、つながっていくことが大切です。

- ①体験活動の充実や講師派遣等の活動に取り組み、学校と連携して子どもの学習活動を支援します。
- ②市民の生涯学習のニーズを受け止め、取組を工夫するとともに、広報活動を幅広く進め、参加者層の拡大を図ります。

施策 3 2 文化・芸術活動への支援

(生涯学習スポーツ課)

文化・芸術については、鑑賞・創作の両面から、市民が気軽に親しめる機会の提供や環境整備が必要です。

- ①文化・芸術活動に取り組んでいる多くの市民の活動への支援を行い、公共スペースの提供により身近な場所での活動を支援し、情報提供に努めます。
- ②*文化ホール3館では、地域の演奏者の育成、地域の音楽関係者との協働等により、演奏会の開催等で文化の向上と芸術の振興を推進します。また、文化芸術の振興に関する基本的な方針を確かめながら、文化ホール3館の活用方法を探ります。
- ③地域の人々が伝える日本の伝統文化や芸術等を、学校教育に取り入れ、次代を担う子どもたちが興味や関心をもつ機会づくりに努め、豊かな心や感受性が育めるよう進めます。
- ④美術展覧会・文化芸術祭等の開催を通じ文化・芸術活動の充実を図るとともに、文化・芸術活動の発表の場や鑑賞の機会を充実します。
- ⑤親しみやすいクラシックコンサート等を共催で誘致し、鑑賞の機会を提供するとともに、ピアノ演奏会や音楽会を開催し、音楽活動の支援と充実を図ります。また、*音楽のあるまちづくり事業への支援を継続します。

第5章 点検・評価の計画的な実施と周知

教育施策を効果的に実施していくためには、計画の進捗状況を点検・評価し、その結果を改善につなげる仕組みが必要です。

- 施策の効果や課題等について「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、各施策の実施状況を点検・評価し、課題や今後の改善方法を＊P D C Aサイクルにより明らかにし、その結果を施策の展開に反映させながら、効果的かつ継続的な推進を図ります。
- 教育を取り巻く環境は、目まぐるしく変化しており、計画期間中に新たな教育上の課題が生じることも想定されます。このような場合には、計画内容の見直しや新施策の検討等、迅速かつ適切な対応に努めます。
- 学校においては、学校評価に関する学校教育法・学校教育法施行規則に基づき、教育活動や学校運営の状況について評価を行い、その結果を踏まえて学校運営の改善を図ります。
- 担当部局が横断的な推進を図るとともに、緊密に連携し効率的で効果的な取組を進めます。
- 市民に本計画の内容を広く周知するため、ホームページ等を活用した情報発信を行います。

資料編 第2期計画の成果と課題

第2期計画に位置づけられている各施策について、主な取組の成果と課題を以下にまとめます。

I・子どもの「育ち」を支援します。 ～家庭・地域と連携して～

目標1. 子育て・子育て支援の充実

- 基本的な生活習慣の形成と規範意識などの社会性の育成
- 食育の推進

基本的な生活習慣の形成と規範意識などの社会性の育成

学校・家庭・地域のそれぞれの役割を明確にし、協力しあいながら、子どもたちの基本的な生活習慣を形成するために、「早寝、早起き、朝ごはん」運動や「おはよう」「ありがとう」のあいさつ運動を推進します。また、発達段階に応じた体験活動、キャリア教育等をとおして、社会生活のルールや社会性、人とかかわりながら自分を活かす力の育成を図ります。特に、就学前教育段階は、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う意義を有することから、福祉分野とも連携し、その重要性について啓発するとともに親子の育ちを支援します。

主な取組の成果	「早寝、早起き、朝ごはん」運動は全国的に展開され、本市においても、学校及び保護者に定着してきており、本市の小中学生は概ね朝食を摂っている結果が出ている。職場体験学習は、中学校2年生全員を対象に実施している。 また、あいさつ運動やボランティア活動については、児童会、生徒会による主体的な取組が実施されている。
今後の課題	早寝、早起き、朝ごはん運動の認知度は高いと思われるが、睡眠の重要性を認識できているかを確認する必要がある。また、基本的な生活習慣が確立されているとは捉えきれないところがある。引き続き、家庭（保護者）と連携した取組を進める必要がある。また、生きる力の育成をめざす体験活動や交流活動の推進として、地域貢献という視点での取組をさらに展開できるようにしていく必要がある。

食育の推進

学校での食育の充実を図るとともに、家庭への啓発に努めます。

学校での「食」に関する指導の充実に取り組むとともに、小学校を中心に農業体験の推進に努めます。また、学校給食における安全な食材の確保と地元食材の積極的な使用を図ります。さらに、子どもたちの望ましい食習慣の形成に向けて、給食センターや家庭との連携を一層強めていきます。

主な取組の成果	<p>給食だよりや献立表を配布することにより地元食材やレシピの紹介を行うとともに、夏休み親子ふれあい料理教室を開催し、親子で料理を作ることで料理の楽しさや食材について学ぶことができ、会食することにより食べ物、栄養、給食など食に関する理解を深めることができた。また、各小学校においては、学習田の活用や地域の田を借用して、もち米作りなど体験的な学習を展開してきた。小中学校では毎月19日を「食育の日」と設定し、各校で取り組むことができた。さらに*栄養教諭と学級担任と一緒に食育の学習を行うことは、栄養教諭の専門性を活かした学習となり、子どもたちの学びが深まり、食に関心を持つ機会となった。</p> <p>地元食材の積極的な使用について、米については、100%地元産を使用している。野菜についても調達可能な範囲（約15%強）で使用した。また、6月の「地場産物活用週間」で地元の食材を活用し、啓発した。</p>
今後の課題	<p>親子がともに学べる食に関する講座や研修会は人気が高いため、料理教室や会食を伴う食に関する講座は、時期や回数など企画する上で検討が必要である。また、年間計画に基づき、小中学校の学校教育活動全体で食に関する指導の充実が大切である。子どもたちが食に関する体験をとおして生涯にわたって健康で心豊かな食生活を送るために家庭・地域とさらに連携していく必要がある。</p>

目標 2. 青少年の健全育成

○青少年の健全育成運動の推進

青少年の健全育成運動の推進

学校や家庭、地域、企業、青少年育成市民会議、*守山野洲少年センター等との情報の共有や連携により、青少年が社会で生きる力と創造性を身につけながら成長し、地域と共生しながら自立できる取組を推進します。

主な取組の成果	<p>子どもの健全育成に向けた活動の連携については、青少年育成市民会議やスクールガードリーダー等との役員会等で懇談の場を設け、情報共有を図った。また、特に中学校においては、地域清掃や野洲駅でのあいさつ運動、校区内小学校での奉仕活動など、工夫した取組を行い教育的な効果があった。</p> <p>*地域教育協議会・放課後子ども教室では、子どもたちの安心・安全な活動拠点（居場所）を設け、地域の参画を得て、市内全域6小学校区7地域で「*地域子ども教室」を開催し、文化や伝統、工作、手芸、スポーツなど多彩な教室を展開して、多くの小中学生や保護者、地域住民の参加を得た。</p>
今後の課題	<p>地域社会がすべての子どもたちの健全育成をめざして、今後もしっかりと各団体と連携を深め、発達段階に応じた活動を進めていく必要がある。また、家庭、学校、地域、関係機関が一体となって連携し、非行の防止やひきこもり等への支援を着実にを行う必要がある。</p>

目標 3. 安全・安心な教育環境づくり

- 学校施設の適正な維持管理の推進
- 学校の危機管理体制の充実と地域と連携した安全・安心な環境づくり
- 家庭の教育力の向上に向けた取組の推進

学校施設の適正な維持管理の推進

学校は、児童や生徒が長時間学習をする場所であり、学校施設の安全性の確保と教育環境の改善の観点から、老朽校舎の改築や長寿命化を推進します。

主な取組の成果	<p>平成 26 年 3 月策定の小中学校施設保全計画に基づき、校舎・体育館の老朽化改修の優先度が高い中主小学校並びに野洲北中学校について、平成 29 年度に基本設計を、平成 30 年度には実施設計を行い、不足する教室数に対応するため校舎増築も含め、令和元年度には大規模改修及び増築工事を発注し工事を行っている。</p>
今後の課題	<p>小中学校施設保全計画に基づき、今後も継続して小中学校施設の老朽化対策を進める必要があり、併せて非構造部材の耐震化も進捗させる必要がある。</p>

学校の危機管理体制の充実と地域と連携した安全・安心な環境づくり

子どもたちが安心して学校生活を送ることができるように、学校安全計画に基づき児童生徒への安全教育の推進と通学路における日常的な交通安全指導を実施します。

各校の置かれている地域性等、実態に応じた災害時における学校危機管理マニュアルの周知・徹底を図るとともに、計画的に避難訓練や大規模変災時における引渡し訓練を実施します。また、これまでの災害を忘れることなく、非常時の心構えをしっかりと持てるよう、過去の教訓を今に伝える取組を推進します。

主な取組の成果	<p>自然災害、火災、不審者事案等に対応できるよう、避難訓練を実施することができた。また、大規模な災害にも対応できるようほとんどの学校で「引き渡し訓練」を行うことができた。学校防災教育コーディネーター研修会を年に 2 回開催し、危機管理マニュアルの作成や見直しについて、学校に周知するとともに、各校の避難訓練の実施状況や防災訓練等について情報交換することができた。そして、横断歩道の渡り方や自転車の安全な乗り方など、発達段階に応じた交通安全教育を行うことができた。通学路の安全性を向上させるために、野洲市通学路交通安全対策推進会議を開催し、ソフト・ハードの両面で対策を講じた。</p>
今後の課題	<p>自転車事故が多発しているため、自転車安全教育の充実にも努める必要がある。また、*スクールガードが不足している地域があるので、さらなる広報に努める必要がある。そして、昨今、想定外の自然災害や重大な事件、事故等が</p>

	多く発生していることから、さらに教職員の危機対応能力の向上や子どもたち自身の危機回避能力の育成を進める必要がある。
--	---

家庭の教育力の向上に向けた取組の推進

子どもの健全な成長には、家庭における家族のつながりやしつけが大切であり、家庭の教育力向上をめざすために、学校・園とPTA・保護者会が協力しながら、家庭教育に必要な情報提供とその重要性についての啓発に取り組みます。

また、子どもの成長段階にあわせて基本的な生活習慣の確立やしつけ、社会的な規範意識の醸成などについて家庭の意識を高められるよう、子育てやしつけに関する相談や学習機会を設け、家庭と学校がともに考え実践します。

さらに、虐待の防止など子どもの人権を守る取組を進めます。

主な取組の成果	子どもの社会性や規範意識を育む家庭教育については、各校の主体的な取組により、PTA研修や地区懇談会での啓発や学習機会の場を設けた。また、市費任用で市内7校に派遣している*オアシス相談員が、保護者の子育てや、子どもへのかかわり方について助言するとともに相談に応じている。
今後の課題	家庭は子どもの生活の基盤であり、親子のつながりを通じてはじめて人間関係を築く場である。子どもたちの学力の二極化が進んでおり、ゲームやインターネットに多くの時間を費やす子どもも増えていることから、これらに費やす時間の見直しや、読書活動の充実等、家庭や地域での過ごし方を見直す必要がある。また、貧困や虐待等の課題を抱えた家庭や、子育てへの無関心や過保護・過干渉等の家庭等もあり、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、各家庭の教育支援のために学校と関係機関が協力して子どもの育ちへの支援を行うことが必要となっている。

Ⅱ・子どもの「生き抜く力」を育てます。

～学校教育を中心として～

目標4. 豊かな心と健やかな体の育成

- 基本的な生活習慣の形成と規範意識などの社会性の育成（再掲）
- 食育の推進（再掲）
- 体力向上の取組の推進
- いじめや問題行動等への対応の強化
- 不登校の子どもや保護者への支援

体力向上の取組の推進

子どもの体力向上を図るために、学校における体育の充実と学校での休み時間等を利用して「10分間運動」の実施や外遊びができる環境づくりを進めます。また、スポーツ推進委員やスポーツ協会、学区体育振興会、スポーツ少年団や*総合型地域スポーツクラブ等と連携し、子どもたちが主体的に運動に取り組む機会を充実します。

主な取組の成果	学校や園における体力づくりや運動・スポーツに親しむ習慣づくりに取り組み、体力向上のための軽運動等の推進を図ることができた。特にスポーツ推進委員については、親子活動や運動あそびの指導、PTA活動等で指導派遣を行い、運動する機会の充実が図れた。
今後の課題	学校における取組は今後も進めるべきであるが、スポーツ少年団等の他団体との連携には課題がある。また、体力向上のための家庭、地域での軽運動等の推進については、内容等を含め今後検討する必要がある。地域でスポーツを指導するスポーツ推進委員や各学区の体育振興会役員、またスポーツ少年団指導員や各競技団体の指導者と協力、連携し学校や園での外部講師等の招へいも検討する必要がある。

いじめや問題行動等への対応の強化

いじめや問題行動等の早期発見、早期対応を図るため、教職員と児童生徒の信頼関係を築くとともに、家庭、学校、地域、関係機関との連携を強化します。また、いじめや問題行動等を未然に防止するため、学校内外のパトロールや相談体制の充実に向けて、相談員を配置するとともに、学校の教育機能を効果的に発揮するため、「*チーム学校」として、スクールカウンセラーや*スクールソーシャルワーカー、*スクールソーシャルワーカー

クスーパーバイザー、関係専門機関と連携した取組を進めます。

<p>主な取組の成果</p>	<p>学校教育支援員を配置し、教員が子どもと向き合う時間の確保に努めた。また、個別の事例に対しては、*スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市関係課・室等との連携のもと、ケース会議を開催しながら課題の解決に向け取組を進めてきた。</p> <p>また、「*いじめ防止対策推進法」に基づき「野洲市いじめ防止基本方針」を策定した。この基本方針には、「野洲市いじめ問題対策連絡協議会」の設置やいじめの重大事案が生じた時に設置する「教育委員会の附属機関」や「市長の再調査機関」を盛り込み策定した。令和元年には「野洲市いじめ防止基本方針」を改訂し、早期発見・早期取組のための方針を明記した。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>教員の業務は多様な広がりを見せている。真に子どもと向き合う学級づくりをめざすには、業務の精選をはじめ、超過勤務の縮減や健康保持の取組など職場環境の改善を図り、子どもと向き合える時間の確保に努める必要がある。</p> <p>また、子どもたちの表出する課題の解決には、家庭や地域での生活とも深い関わりがあることから、保護者や地域の理解と協力が不可欠である。</p>

不登校の子どもや保護者への支援

不登校や不登校傾向を示す子ども一人ひとりへのきめ細かな対応ができる校内の相談体制の充実を図るとともに、専門家や関係機関等と連携し実態に応じた指導や支援を行います。また、児童生徒の理解に努め、温かな人間関係づくりを進め、不登校を未然に防ぐ取組を推進します。

<p>主な取組の成果</p>	<p>ふれあい教育相談センターとの連携の下、不登校児童生徒の教室復帰をめざした取組を進めた。さらに、少年センターとも協働し、特に、反社会的な傾向による不登校生徒に対しては、情報を共有し、ケースによっては個別対応(学習支援)等を行ってきた。令和2年度からはふれあい教育相談センターによる家庭訪問型学習支援を開始し、深刻な不登校児童生徒にも支援が可能になった。</p>
-----------------------	--

	また、学校では*オアシス相談員や*スクールカウンセラー、*スクールソーシャルワーカー等を活用し、児童生徒や場合によっては保護者相談に応じる体制を整備し、早期発見・早期対応に努めた。
今後の課題	不登校の未然防止の取組として、望ましい学級集団（人間関係）の構築が欠かせない。また、同時に丁寧な個別対応を進めていく必要がある。 小学校において、オアシス相談員が配置されていない学校があり、配置を検討する。

目標5. 確かな学力の育成

- 確かな学力の向上と新しい教育内容への支援
- 教職員の指導力の向上
- 道徳教育・人権教育の推進
- 特別支援教育の推進
- 子どもの読書活動の推進

確かな学力の向上と新しい教育内容への支援

子どもたちの基礎的・基本的な学力の定着と向上をめざし、学力や学習状況の把握を踏まえた「学ぶ力向上策」を策定し、組織的、計画的な実践を進め確かな学力を育む取組を進めます。

学ぶ姿勢や態度を身につける指導を大切にし、ペアやグループで学び合う活動や自分の考えを伝え合う活動を取り入れた対話的な学びの場を工夫するなど、*ICTの活用を含めた協働型・双方向型の学習の展開をめざす、保育や授業改善を推進します。

郷土に伝わる文化や自然に学ぶ機会の充実に努め、地域の行事や活動に主体的に参加する場を工夫し、地域社会の一員としての自覚を高める取組を大切にします。

主な取組の成果	すべての小中学校において「わが校の学力向上プラン」に則り、授業改善を進めるとともに、家庭学習の手引き等を作成・活用しながら学力の定着と向上に向けた取組を推進してきた。 学校のICT化に基づく授業については、平成27年度に、三上小学校、野洲中学校をICT推進モデル校として指定し、各校に電子黒板1台、実物投影機1台、タブレット
---------	---

	<p>ト端末41台、*デジタル教科書・関連機器・ソフトウェア等の整備を行った。また、平成30年度には、市内小中学校の教職員用端末を刷新するとともに各教室への大型モニター整備を行い、授業におけるデジタルコンテンツ活用と効率化を図った。</p>
今後の課題	<p>各種学力調査の分析を各校の教職員全体が共通理解するとともに、小中連携を意識した「目指す子ども像」を共通認識し実践に移していく必要がある。また、学校として短いスパンでの*PDCAサイクルと*OJT研修等を活用した小規模の検証体制を確立し、「年間・全員で」という感覚から「できるところから・すぐに改善」という意識への変換が必要である。</p> <p>学校の*ICT化に基づく授業については、各校の活用状況を確認しながら、ICT環境整備に努めるとともに、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善のためのICT活用講座など、さらなる研修を行う必要がある。</p>

教職員の指導力の向上

教職員として、人間性や社会性、専門性など職務遂行に必要な資質・指導力を向上させ、同僚性を発揮し学校の組織としての力を高める取組を推進します。

子どもたちとともに学び、汗を流し、元気を出す教職員をめざし、子どものよさを認め、引き出し、伸ばす教育の推進に努めます。

主な取組の成果	<p>スキルアップ事業として、5年経験者の教員（本市に異動して2校目勤務の教員）全員の授業を観て、その後の指導助言するシステムができ上がった。</p> <p>教育研究所がさまざまな研修方法を策定し、教員のスキルアップを図っている。</p> <p>市費支援員、英語支援員、*スクールソーシャルワーカー、*オアシス相談員への研修を行った。</p>
今後の課題	<p>系統的、継続的な研修を行っているが、計画的な人材育成を図るところにまで至っていない。</p>

道徳教育・人権教育の推進

道徳の授業づくりに取り組み、道徳性を育むとともに発達段階に応じた体験活動を充実させ、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな心の育成を図ります。また、学校・園では人権教育の推進に努めます。

主な取組の成果	<p>全小中学校において、道徳教育推進教師を中心に道徳の授業研究会を開催した結果、学校の教育目標の具現化をめざした学級経営案を策定し、取組を進めた。また、学校応援団や地域の人材を活用した授業等の取組を行うことができた。</p> <p>命の尊さや生きる喜び、人とのつながりの大切さ等を、*ゲストティーチャーを招いて経験を聞くなど、さまざまな人権問題についても、体験的に（交流をとおした）学ぶ機会を設定した。</p>
今後の課題	<p>「考え、議論する道徳」の授業構想等について、これまでの授業研究会の成果を踏まえつつ、さらに効果的な指導法等について、研修することが重要である。</p> <p>人との出会いや交流をとおした人権学習等を更に推進し、子どもたちの心に響く学習の構築に努める必要がある。</p>

特別支援教育の推進

特別な教育的支援を必要とする子どもたち一人ひとりの特性に応じたきめ細かな指導を進めることは、学校教育の重要な課題と捉え、*特別支援教育の指導改善を進めるとともに、指導体制の充実に努めます。

そのために、引き続き教職員の研修体制の充実に努めるとともに、個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づく適切な指導支援に努めます。

また、特別支援教育を推進するための教員や支援員の配置に努めるとともに、*インクルーシブ教育システム構築を視野に入れた取組を進めます。

主な取組の成果	<p>特別支援教育コーディネーター加配校において、コーディネーターがその学校の特別支援教育推進にかかる業務に専念できる環境は整ってきている。教職員の資質・能力の向上については、計画的・系統的な研修体系が確立されてきており、そのことにより特別支援教育が学校のスタンダードとして捉えられ、実践されている。</p>
----------------	--

<p>今後の課題</p>	<p>特別支援教育を推進するための教員配置については、特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にある中、特別支援教育の充実がさらに望まれ、特別支援教育コーディネーターの負担を軽減する必要がある。</p> <p>教職員の資質向上に一定の成果がみられる中、今後、教員の世代交代の課題があり、若手教員の育成や、具体的事例に即した研修の実施など、引き続いて充実した研修体制の構築を進める必要がある。</p>
---------------------	---

子どもの読書活動の推進

学校と図書館との連携を深め、子どもたちの読書活動を推進し、学びの質を高めるために、学校図書館の「読書センター」や「学習情報センター」としての機能強化を進めます。

また、学校と図書館との連携を深めながら、司書教諭や教職員の図書館教育にかかるスキルアップを図り、言葉を学び感性を磨く読書活動の推進や図書館での学習指導の展開に取り組みます。

<p>主な取組の成果</p>	<p>学校・園の教職員から図書館へ寄せられる資料の要望に応えるなど、教育現場との連携が図れた。</p> <p>図書館の司書を講師として、絵本の読み聞かせ研修や図書修理作業の研修等を行い、学校図書ボランティアのスキルアップが図れた。</p> <p>園では図書館から配送される読み聞かせ用の「絵本セット」や団体貸出も利用しながら、日常的に読み聞かせを行い、週末には全園児に対し絵本の貸出を行った。</p> <p>学校では朝の読書等の取組や図書館の団体貸出の利用、出張貸出、*ブックトーク、ボランティアや図書館職員によるお話会等により読書活動を推進した。</p> <p>乳幼児期からの子どもと本をつなぐ働きかけとして、乳幼児健診時の「*ブックスタート」事業を開始し好評を得ている。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>子どもの読書活動の推進には、子どもの身近に適切な本があること、子どもと本をつなぐ大人がいることが基本である。そのためには学校司書の配置について検討し、学校図書館を充実する必要がある。また、学校図書館の蔵書についても充実を図るとともに、図書館との連</p>

	<p>携を強化していく必要がある。</p> <p>園での日常の取組を引き続き進めるとともに、図書館はブックスタートやその他の取組を一層工夫して推進し、関係する各部局が連携して、子どもが本に親しむことができる環境を整備していくことが必要である。</p>
--	---

目標6. 特色ある学校経営

- 学校での創意と工夫を生かした特色ある教育活動の推進
- 子どもの居場所づくりの推進
- 幼保一元化の推進
- 教育水準の向上と地域の実情に応じた教育の振興
- 開かれた教育委員会をめざし、教育施策の点検評価と情報の発信

学校での創意と工夫を生かした特色ある教育活動の推進

子どもたちが元気に生き生きと学ぶ学校を築くためには、現下の教育課題に対応するだけでなく、各学校が教職員の創意と工夫を生かした特色ある教育活動を積極的に展開することが大切です。

本市独自の取組として、「*元気な学校づくり事業」を実施していますが、その継続と一層の拡充に努めます。また、地域の教育力を活かすため、地域全体で学校を支援する「*学校応援団事業」を継続実施し、学校支援活動の拡大と充実を図ります。

保・幼・小・中学校が連携し、子どものよりよい成長をめざし、一貫した教育の推進に努めます。

主な取組の成果	<p>*元気な学校づくり事業については、平成21年度（指定校3校）よりスタートし、平成26年度には、9校園で実施し一定の定着が見られた。また、学校応援団事業については、平成26年度に中学校においても立ち上げられ、全ての学校において定着が見られ機能している。このことによって、学校独自の取組や、子どもたちが活躍できるような実践が促進できた。</p>
今後の課題	<p>今後も、元気な学校づくり事業による、各校の地域に根ざした特色ある取組を支援していく必要がある。</p> <p>また、*学校応援団事業については、今後、学校（児童生徒）の地域貢献という視点も必要である。</p>

子どもの居場所づくりの推進

子どもたちが、いつでも安心して遊び・学ぶことができるよう、地域や*コミュニティセンターと連携して*地域子ども教室の充実を図ります。また、文化・スポーツだけでなく科学や伝統芸能、音楽活動等のさまざまな体験活動や地域住民との交流が図れるような事業に対する支援を行います。

主な取組の成果	<p>放課後での子どもの居場所については、各学区コミュニティセンターでの地域子ども教室で文化や伝統、工作、手芸、スポーツなど多彩な教室を展開し充実した取組が図れた。</p> <p>*学童保育所については、小学校1年生から6年生までを対象に、要件を満たす希望者全ての児童を受け入れることができた。また、指導員の資質・能力の向上については資格取得に向けた取組や定期的な研修等の実施により、質の高い保育の提供が図れた。</p>
今後の課題	<p>青少年の健全育成のため、子どもの居場所づくりや交流活動への取組を継続するとともに、今後は子どもが自由に活動する場を提供し、主体的に学び成長できるような育てる支援へ転換していく必要がある。また、次代の地域活動のリーダーとなるような担い手を育成していくことが求められる。</p> <p>学童保育所の利用ニーズの高まりのなかで、今後も待機児童ゼロと安心して預けられる施設として、安定した持続ある運営を図る必要がある。</p>

幼保一元化の推進

多様化する保護者の教育・保育ニーズに応えるため、幼稚園では預かり保育を継続します。また、民間保育所と競合しないように配慮しつつ、地域の事情に則した*幼保一元化を推進するため、公立保育所と幼稚園を併設する「*こども園」の整備を進めるとともに、待機児童の解消に努めます。

さらに、より質の高い保育・教育の提供を行うため、野洲市乳幼児保育振興計画に基づき実施している公立保育園と幼稚園の統一カリキュラムの一層の充実を図り、公立保育園でも幼稚園でも同じ保育・教育のもとで「人権を大切に作る心と、生きる力の基礎の育成」に努めるとともに、園

の運営においても検証・評価を行い改善するシステムの充実を図ります。

<p>主な取組の成果</p>	<p>民間保育園と競合しないように配慮しつつ、地域の実情に即した幼保一元化を推進するため、平成 28 年度には野洲第 1 保育園の移転新築事業としてゆきはたこども園を、平成 31 年度には三上こども園を開園し、定員の拡充を図った。また、第 2 期野洲市子ども・子育て支援事業計画(令和 2 年度～令和 6 年度)では、今後見込まれる保育ニーズに対応できるよう定員拡充の計画策定を行った。</p> <p>令和元年 10 月からスタートした幼児教育・保育の無償化において、保育料の無償化のみならず、給食費や預かり保育の料金等を含めた料金形態の見直しを行った。</p> <p>新教育要領及び新保育指針に沿った教育・保育の一体的な保育カリキュラムの推進を図った。</p> <p>また、園評価(自己評価・関係者評価)においては、評価指標の見直しを行い、市内園の相対評価が可能となるよう改善を行った。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>教育・保育ニーズを的確に把握するとともに、計画的な受け皿の整備を進めていく必要がある。</p> <p>また、担い手不足が待機児童の主な要因であることを踏まえ、保育士及び幼稚園教諭等の処遇改善をはじめとする労働環境の改善を図りつつ、担い手不足の解消を図る必要がある。</p> <p>引き続き、教育・保育の質の向上に努めていく必要がある。</p>

教育水準の向上と地域の実情に応じた教育の振興

多様化する家庭、学校、地域のニーズに応えるため、教育委員会の機能の充実と強化が課題となっており、学校訪問をはじめ、地域の住民や子どもたちとの意見交換会や交流会を開催しながら、地域の実情を把握したうえで、それぞれの特色ある教育の振興に取り組めます。

<p>主な取組の成果</p>	<p>教育委員が学校や園を訪問するとともに、「はばたけ野洲のまなび」を開催し、一般市民、地域の教育関係者、教育委員会が意見交換を行った。</p>
-----------------------	--

	<p>また、学校・園の教育活動や運営について、組織的・継続的に改善を図るために、全ての学校・園において学校評価を実施するとともに、その結果に基づき、保護者や地域住民の意向を把握・反映するために*学校・園評議員会を組織し、意見交換や提言を受ける機会を設けた。また、それらの内容を保護者・地域に発信することに努めた。</p>
今後の課題	<p>地域社会や家庭のニーズが複雑化・多様化する中、学校には、より一層家庭・地域及び関係機関との連携が求められており、学校応援団活動や地域学校協働活動をさらに充実させる必要がある。</p>

開かれた教育委員会をめざし、教育施策の点検評価と情報の発信

現在、11月1日を「野洲市教育の日」と定めていますが、その普及と啓発を進め、市民とともに子どもを育むまちづくりを推進します。

また、教育施策の実施状況について点検と評価を行い、改善と充実に努めます。さらに、情報発信に積極的に取り組み、市民から信頼される教育行政の推進を図ります。

主な取組の成果	<p>平成22年度より、「はばたけ野洲のまなび」と題して、毎年テーマを設け、一般市民、地域の教育関係者、教育委員が意見交換する場を設けている。</p> <p>また、教育委員会の実施事業について、事務評価委員会を設け、外部評価委員による事務事業点検評価を行い、次年度の教育行政に反映するとともに、ホームページを活用し、広く市民への情報発信に努めている。</p>
今後の課題	<p>さらなる教育振興の図るためにも、今後も継続して評価対象や評価手法の見直しを行う必要がある。</p> <p>情報発信については、教育委員会事務局事務事業だけでなく、学校・園における行事・事業の情報発信を充実させる必要がある。</p>

教育課題を的確に把握し、議論する総合教育会議の開催

今後、ますます複雑多岐になる教育制度について、それぞれテーマを設けながら、教育委員会と市長が一体となって、議論と検討を行います。

<p>主な取組の成果</p>	<p>*総合教育会議や教育委員会定例会の場において、市が取り組むべき課題や施策について意見交換など議論を深めた。</p> <p>また、滋賀県都市教育委員会連絡協議会が行う全国・県内研修に参加し、最新の教育課題等の把握・見識を深めるとともに、滋賀県都市教育長会や滋賀県都市教育委員会連絡協議会を通じて、国・県への要望活動を行った。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>教育行政については、複雑多岐にわたることから、課題や施策について議論を深める必要があり、場合によっては、教育行政について、市長部局への一部事務移管により、意思決定の迅速化を図るとともに、学校及び就学前教育等に専念できる環境を構築する必要がある。</p>

Ⅲ・だれでもどこでも学びあう環境を整備します。
～生涯学習・生涯スポーツの観点から～

目標 7. 生涯にわたる主体的な学習の支援

- 人権教育の推進と人権を尊重するまちづくり
- 生涯学習機会の充実
- 生涯学習社会への環境整備
- *生涯学習推進員の育成と活用
- 図書館の充実
- 社会教育・社会体育施設の整備（改修）と構想の検討

人権教育の推進と人権を尊重するまちづくり

地域社会においては地区別懇談会をはじめ、さまざまな研修が実施されており市民の人権意識は高まってきています。

しかしながら、命を軽んじる虐待やインターネットでの誹謗中傷等が大きな社会問題となっています。

こうした現実の背景には予断や偏見からくる差別意識が払拭しきれていないことや社会の中にある格差からくる不安定な社会状況が人と人のつながりをより希薄にし、人権が尊重されない状況をつくりだしているものと考えられます。

これらの実態をなくすために、社会教育のあらゆる機会を通じて、人権

の尊重をめざし、より一層人権教育を積極的に推進します。

<p>主な取組の成果</p>	<p>じんけんセミナー、同和問題講演会、人権尊重をめざす市民のつどい等の事業の推進や人権啓発冊子「すてきなまちに」の発行等を実施した。また、地区別懇談会への講師の派遣や教材の提供、市や学区人権啓発推進協議会の活動に対する支援を行い、一定の成果をあげることができた。</p> <p>学校においては、子どもの人権を守るため教職員全員研修会、教育研究所による人権教育講座を開催し、新任・新赴任者研修を実施した。</p> <p>また、各校の計画による教職員研修とPTA研修を実施した。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>差別に気づき、差別をなくすために、継続して啓発・教育・研修を積み上げていく必要がある。そのため、市民意識調査結果や各事業での市民アンケート結果を基に事業内容を選定し、市民のニーズに合った事業を展開していく必要がある。</p>

生涯学習機会の充実

市内では多くの市民が、サークル活動や各種講座に参加し、自らを磨きながら生涯学習活動に取り組んでいます。

これからの生涯学習は学んだことをボランティア活動等を通じて地域で活かすことが重要です。また、サークル間での発表等を通じて自らがより良い学びを追求するなどの自立した活動が求められます。そのための支援として*コミュニティセンターと連携を図り、学習機会の充実と成果を活かす場の提供に努めます。

<p>主な取組の成果</p>	<p>地域社会や身近な生活問題をテーマに生涯学習講座を年間3回開催し、市民への学習の機会を提供するとともに、自発的自己学習活動を推進し、多くの参加者を得た。また、各自治会から推薦を受けた*生涯学習推進員等を対象に推進員の役割について、「地域における生涯学習の推進」をテーマとした研修会を開催し、地域における推進員としての役割や活躍してもらうための知識の習得に努めた。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>市民に学習の機会を提供し、さらに継続して啓発・普</p>

	<p>及を図る必要がある。また、自治会を起点に、推進員としてまちづくりのための活動を展開してもらうことが必要であるが、自治会によって温度差があるため意見交換会等が必要である。</p> <p>さらに、推進員が学んだことをボランティア活動や地域の課題解決のために、地域で活かせる機会を提供する必要がある。</p> <p>また、大学等と連携した講座を開設し学習機会の提供にも努める必要がある。</p>
--	---

生涯学習社会への環境整備

市民の多様なニーズに対応するため、世代別に対応する学習講座の開設や高校・大学での公開講座の情報提供をはじめ生涯学習に関する情報を提供し、活動についての相談窓口等の充実を図ります。

主な取組の成果	<p>滋賀県内の各市町の教育委員会や*コミュニティセンター、PTAをはじめとした各種団体等が主催する生涯学習・社会教育関連諸事業(講座や教室)の開催状況やその場に招へいされている講師に関する情報をコミュニティセンターや各団体に提供した。</p> <p>また、地域社会や身近な生活の問題をテーマに学習を深め、自己啓発やまちづくりを推進するため生涯学習カレッジを年間3回開催し、多くの市民や団体等の参加が得られた。</p>
今後の課題	<p>今後も継続して、公開講座等の情報を収集し、各団体等への提供に努める必要がある。</p>

生涯学習推進員の育成と活用

生涯学習活動を進めていくうえで、欠かせないのは学習ボランティアの存在です。現在、市では各自治会から推薦のあった*生涯学習推進員を委嘱しています。生涯学習推進員は地域や自治会での生涯学習活動を中心に担ってもらっています。

生涯学習推進員の研修等を実施し、地域の生涯学習活動の活性化に努めます。

主な取組の成果	生涯学習推進員研修の受講をとおして、生涯学習推進員の役割について理解を得た。また、生涯学習カレッジや講座への参加機会を提供し、生涯学習活動に役立てることのできる知識や情報の習得に努めた。
今後の課題	学習した知識を地域ボランティアや地域の課題解決のために生かせる人づくりが必要である。

図書館の充実

図書館は、市民の学習する権利、知る権利、読書の自由を保障する機関であり、必要な資料と情報を市民に提供することを基本的な目的としています。

新鮮で魅力ある資料を収集するとともに、図書館間の資料の相互貸借も利用し、調査相談等への対応を的確に行い、多様化、高度化する市民のニーズに応えるよう努めます。市民の潜在的な要望や将来予想される要望も考慮し、また、郷土資料や行政資料等、本市として保存すべき資料にも留意して資料の収集、提供を行います。これらを達成するため、司書の資質向上にも努めます。

主な取組の成果	資料費を継続して維持し新鮮で魅力ある資料の収集を行い、図書館間の相互貸借制度も利用しながら、予約・リクエストサービスや*レファレンス業務を行い、市民の必要とする資料を提供することができた。また、学校・園等への協力事業のほか、*おはなし会や講演会、展示、図書館まつりなど各種事業を実施した。
今後の課題	<p>市民のニーズは多様化しており、図書だけでなく、雑誌や活字資料以外の媒体についても需要がある。さらに幅広い分野にわたり多様で新鮮な資料を提供することが求められており、継続した財源の確保が必要である。購入するだけでなく相互貸借制度を維持強化させることも必要である。</p> <p>市民の必要とする資料と情報の提供を保障する機関として、利用していない市民へのPRをさらに工夫し、図書館の利用に困難を抱える市民（子ども、高齢者、車での来館ができない遠隔地在住の人、障がいがある人等）へも配慮した取組を進めることが課題である。</p>

社会教育・社会体育施設の整備（改修）と構想の検討

*文化ホール3館をはじめとする文化施設や総合体育館等の社会体育施設については、開館後年数の経つ施設が多いため、利用者のニーズを把握したうえで計画的な改修計画を策定し、親しみやすく利用しやすい施設をめざし、施設整備（改修）に取り組めます。

主な取組の成果	<p>文化ホール施設では、文化ホールの外壁タイル修繕、非常照明用蓄電池更新、電気設備キュービクル開閉器更新、舞台吊物装置綱元マニラロープ交換、女子トイレ洋式化等、また、文化小劇場の空調設備修繕や雨漏れ修繕等を行った。さざなみホールでは、非常照明用蓄電池更新を行った。スポーツ施設では、B&G海洋センター体育館大規模改修・総合体育館移動式バスケットゴール更新等を緊急度・優先度を精査した上で、改修工事を実施した。また、施設を計画的に管理するための個別施設計画を策定した。</p> <p>社会体育（スポーツ）施設は年間約25万人の利用があり、安全を確保するため、定期的な点検により不具合箇所を把握し修繕を実施している。</p>
今後の課題	<p>市内施設全般において、老朽化が進み、修繕が必要なことから、必要経費を精査したうえで、更新を含めて、施設整備を実施する必要がある。</p> <p>社会体育（スポーツ）施設は令和7年に開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた大規模改修と併せて個別施設計画に基づく改修が必要である。</p> <p>文化施設は建築後28～37年以上の経過に見合った抜本的かつ大規模な改修はできていない。文化芸術の振興に関する基本的な方針を明らかにして、それにふさわしい施設のあり方を探り、限られた財源の中でどのような整備（改修）計画を立案して取り組むかが課題となっている。</p>

目標 8. 生涯スポーツの振興

- 生涯スポーツの充実
- 競技スポーツの振興

生涯スポーツの充実

スポーツや運動に親しむことは、健康で快適な日々を送る原動力となります。多くの市民に汗を流すことの爽快感を感じてもらえるよう、生涯スポーツセミナーの開催やニュースポーツの普及に取り組みます。

また、各種スポーツ大会の開催や指導者育成会、講習会を開催し、市民のスポーツ参加の拡充を図ります。

スポーツ協会やスポーツ少年団、学区体育振興会、*総合型地域スポーツクラブの活動への支援を行い、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、気軽にスポーツを楽しむ地域づくりを推進します。

また、社会体育（スポーツ）施設が実施するスポーツ教室等を充実します。

主な取組の成果	<p>生涯スポーツリーダー育成セミナーについては、学校開放施設利用の説明等を行うとともに、講師を招いて実技指導を行った。</p> <p>また、各学区体育振興会やスポーツ協会、スポーツ推進委員と連携し各種大会を開催した。さらに学区体育振興会と連携し、運動会や*スリータッチボール大会等を開催した。スポーツ推進委員活動の中では、ニュースポーツを紹介する*ニュースポーツバイキングを総合体育館において開催するとともに、県立希望が丘文化公園では*ストック・ウォーキングを開催した。</p> <p>社会体育（スポーツ）施設では、スポーツを親しみ健康づくりの機会として、B&G海洋センターでのカヌー教室など施設の特性を活かした各種スポーツ教室を実施した。</p>
今後の課題	<p>学区体育振興会による各種大会の継続を支援するとともに、スポーツ推進委員の主体的な事業実施を継続することによりニュースポーツの普及に努める必要がある。</p> <p>また、社会体育（スポーツ）施設が実施するスポーツ教室は、受講者の固定化もあり、多様なニーズへの対応も必要である。</p>

競技スポーツの振興

スポーツ協会に加盟している競技スポーツ団体をはじめ、競技スポーツに関係する団体等のさらなる振興のため、大学や関係機関と連携して実技講習会や競技に関する研修会の開催に取り組みます。

本市を代表する選手やチームが全国大会等で活躍することは、市民の誇りや連帯感を醸し出すもので、活力ある地域づくりへ繋がるため、市民とともに競技スポーツを楽しみ、夢を与えるようなアスリートの育成や支援を推進します。

また、総合体育館を活用して、各種大会等の招致に努め、活力と感動あふれる場づくりを推進します。

主な取組の成果	<p>スポーツ協会等と協力しながら、春秋季スポーツ大会、マリンスポーツフェスティバル、ドラゴンカヌー大会等各種競技の支援を行った。また、競技スポーツ団体(各種目協会等)の育成と支援を行うとともに、総合体育館では全国中学校駅伝大会開会式をはじめ、各種目団体の各種大会等を招致し、レベルの高い競技スポーツに触れ、夢と感動が実感できる大会等の開催を実施した。</p> <p>本市の国民スポーツ大会の内定競技について、中央競技団体における正規視察を受け、競技施設の整備、競技備品や競技運営等の具体的な指摘や要望を得た。</p>
今後の課題	<p>今後も継続して、競技スポーツを支援する必要がある。また、令和7年度に開催が予定されている国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会に向け、卓球、バスケットボール成年女子の開催会場となる総合体育館及び練習会場となる小中学校や中主 B&G 海洋センターの整備に努める必要がある。さらに大会を契機に「見るスポーツ」の充実を図る必要がある。</p>

目標 9. 文化・歴史資源の保存・活用

- 文化財の保護と活用
- 地域の歴史と文化の継承
- 博物館・図書館等を活用した学習活動の推進
- 文化・芸術活動の支援

文化財の保護と活用

本市の自然や歴史的・文化的遺産を大切にしながら、地域と協働して文化財の保護と活用を進めます。

大岩山出土の銅鐸をはじめ、大岩山古墳群、永原御殿跡等の貴重な文化財を後世に伝えられるよう保存・整備を図りながら歴史民俗博物館での展覧会等を通じて、市民への啓発に努めます。また、体験学習をとおした学習活動や地域での生涯学習講座等で保護と活用について啓発を進めます。

主な取組の成果	<p>文化財の保護と活用については平成 29・30 年度に博物館収蔵庫を建設し、平成 30 年度に老朽化した六条教育委員会別館・上屋文化財収蔵庫を解体した。</p> <p>平成 29 年度から江戸時代初期の徳川将軍御殿「永原御殿跡」の総合調査を行い、令和元年に総合調査報告書を作成し、約 32,000 m²について国史跡の指定を受けた。</p> <p>令和元年度、市指定兵主神社本殿保存修理事業と国宝重要文化財大笹原神社総合防災工事を完了した。</p> <p>桜生史跡公園では、石室・石棺の公開を図るなど年間 6,000 人を上回る入園者があった。</p> <p>歴史民俗博物館では、地域の歴史や文化をわかりやすく紹介する展覧会や講演会を開催した。特に開館 30 周年記念の兵主大社展は、地域の協力を得て大きな関心が寄せられた。</p>
今後の課題	<p>史跡永原御殿跡は、保存活用計画・整備基本計画書を作成し、本丸から公有化、発掘調査、地域と連携した観光・公開活用事業など史跡保存整備事業を進める必要がある。</p> <p>指定文化財の保存管理では、名勝兵主神社庭園保存活用計画書作成、市指定錦織寺名所図（襖絵）修理事業の完成、国宝重要文化財御上神社総合防災工事を支援し実施を図ることが必要である。</p>

	地域や学校と文化財の保護と活用事業に取り組み、地域で文化財を守り、活かす人材育成を図っていく必要がある。
--	--

地域の歴史と文化の継承

地域に伝わる文化財や民俗文化を、地域で守り継承していくことは、ふるさとを愛する感情と郷土の文化を誇りに感じる意識を醸成するものです。地域の歴史や文化を再発見する歴史学習として、現地見学会「まちかど博物館」や講座等の開催と支援を行います。

主な取組の成果	<p>未指定文化財の調査を行い、室町時代の御上神社と兵主神社の神輿を市指定文化財に指定した。</p> <p>歴史民俗博物館では、銅鐸研究会、市史・郷土史講演会・学習会や、博物館友の会との共催による歴史講座（年4回）等を開催し、地域に関わる歴史学習の機会を充実する取組を進めてきた。また、まちかど博物館は、市内の大字を探訪する現地見学会で、博物館友の会との共催により、地元自治会の協力を得て実施した。市民の関心も高く、地域の歴史や文化を学ぶ機会となっている。</p>
今後の課題	<p>未指定文化財の調査・記録化を進め、地域で残すべき文化財を保存活用地域計画としてとりまとめ、計画的な保護と地域住民が主体となる文化財の維持管理、観光・活用施策等を講ずる必要がある。</p> <p>歴史民俗博物館では、充実した講座等が継続して開催できるよう魅力ある企画に努め、博物館友の会等と協力しながら推進を図っていく必要がある。</p>

博物館・図書館等を活用した学習活動の推進

本市の社会教育施設として、中心的な役割を果たしている歴史民俗博物館や図書館等の社会教育施設を情報の発信源や生涯学習の拠点として、学習環境の整備と学習活動内容の充実を図ります。

また、体験活動の充実や講師派遣等の活動に取り組み、学校と連携して子どもの学習活動を支援します。

<p>主な取組の成果</p>	<p>博物館では、展覧会や講演会等の他、弥生の森歴史公園を活用した体験学習活動を推進した。体験工房でのまが玉作りや土器作り、校外学習における火おこし体験等の学習活動支援を行い、参加者にはリピーターもあり、好評であった。講師派遣については、地域で開催される講座等に学芸員が出講し、地域の歴史や文化を学ぶ機会を提供した。</p> <p>図書館を活用した取組の基本である資料の収集と貸出を行ったうえで、調べ学習の資料提供や団体貸出等により学校や各種団体への協力も行い、さまざまな集会事業の開催、研修会講師等の司書派遣を行った。また、図書館は一般の団体や個人が自らの生涯学習の成果を発表するなど、社会貢献をする場としても活用されている。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>博物館では体験学習のニーズが高まっていることから、広報活動を幅広く進め、参加者層の拡大を図っていくとともに、展示見学と一体となる特色ある体験施設として活用しながら、継続して実施していく必要がある。</p> <p>図書館では市民の生涯学習のニーズを受け止め、取組を工夫していくことが必要である。</p>

文化・芸術活動の支援

文化協会に加盟している多くの市民や余暇を活用して文化・芸術活動に取り組んでいる市民の活動への支援を行い、公共スペースの提供により身近な場所での活動を支援し、情報提供に努めます。

また、多くの市民が交流し、豊かな新しい文化を創造していけるよう文化・芸術活動の発表の場や鑑賞の機会を充実します。

*文化ホール3館では、地域の演奏者の育成、地域の音楽関係者との協働等により、演奏会の開催等で文化の向上と芸術の振興を推進します。

また、文化芸術の振興に関する基本的な方針を確かめながら、文化ホール3館の活用の仕方を探ります。

限られた財源の中で、将来へ施設が持続（維持）できるよう整備（改修）計画を立案します。

地域の人々が伝える日本の伝統文化や芸術等を、学校教育に取り入れ、次代を担う子どもたちが興味や関心をもつ機会づくりに努めます。

<p>主な取組の成果</p>	<p>全国から俳句を募集し、北村季吟顕彰記念事業を開催するとともに、野洲市美術展覧会並びに野洲文化芸術祭を開催して、文化・芸術活動の発表の場や鑑賞の機会を提供した。また、文化協会をはじめ*音楽のあるまちづくり事業等、市内文化芸術活動団体への支援を行った。文化ホールでは親しみやすいクラシックコンサートをはじめ、さまざまなジャンルの公演、一般公募を取り入れたピアノ演奏会や音楽会等を開催し好評を得た。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>今後も北村季吟顕彰記念俳句会や美術展覧会、文化芸術祭等の開催や音楽のあるまちづくり事業等の文化・芸術活動の支援を継続する必要がある。</p> <p>文化施設では、施設整備を進めながらさまざまなジャンルの優れた舞台芸術の鑑賞機会を増やすよう継続して取り組む必要がある。</p>

資料編 用語解説

あ

いじめ防止対策推進法

- － いじめへの対応と防止について、学校や行政等の責務を規定している。

栄養教諭

- － 児童・生徒への食に関する指導、学校給食の管理等を行う教諭。

栄養職員

- － 学校給食法において、学校給食の栄養に関する専門的事項につかさどる職員。

おはなし会

- － 図書や絵本を読み聞かせる場。

音楽のあるまちづくり

- － 演奏会を開催するなど、身近に音楽に触れる機会を提供し、音楽のあるまちづくりを推進している。

インクルーシブ教育システム

- － 障がいがある人が、その持てる力を最大限度まで発達させ、社会に参加することを目的とし、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み。

オアシス相談員

- － 小学校及び中学校に在籍する児童及び生徒が抱えるさまざまな悩みや不安、ストレスを適正に解消するための相談員

ICT

- － 「Information and Communication Technology」の略称で、情報や通信に関する科学技術の総称。

SDGs

- － 「Sustainable Development Goals」の略称で、2015年9月の国連総会で

採択され、「持続可能な開発目標」とよばれる。17の目標と169のターゲットが設定され、2030年までの達成がめざされている。

LGBT

- － レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとった言葉で、同性愛者や両性愛者、性同一性障がい者等の性的少数者を指す。

OJT

- － 「On-The-Job Training」の略称で、実際の職務現場において、業務をおして行う教育訓練のこと。部下が職務を遂行していく上で必要な知識やスキルを、上司や先輩社員等の指導担当者が随時与えることで、教育・育成する方法。

か

学童保育所

- － 保護者の保育に欠ける児童の安全、保護者の安心を提供する場であるとともに、学齢期の児童が自立するための成長支援・健全育成を実践する場。

学校・園評議員

- － 地域住民の学校・園運営への参画の仕組みを制度的に位置づけたもの。

学校応援団事業

- － 地域住民の協力のもと、ボランティアによるさまざまな学校支援活動をおして学校を応援していただく事業。

教育振興基本計画

- － 教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項についての計画。

教育大綱

- － 教育の目標や施策の根本的な方針。

公共施設等総合管理計画

- － 公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画。

こども園

- － 幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育の一体的な提供を行う施設。

グローバル

- － 世界的な規模。

ゲストティーチャー

- － 指導者として特別に学校に招いた一般の人々。

元気な学校づくり事業

- － 平成 24 年に補助金交付要綱を定めて行ってきた本市独自の事業で、市内の幼稚園、小中学校の特色ある教育活動に対して、予算の範囲内で補助し、教育活動の振興を図るための事業。

コミュニティ・スクール

- － 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき学校運営協議会を設置している学校をコミュニティ・スクールという。学校と保護者や地域の方々等がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働して子どもの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めていく。

コミュニティセンター

- － 地域の市民活動の拠点として、各種集会や催し、グループ活動等に利用できる施設。

さ

生涯学習推進員

- － 自治会における生涯学習活動の推進を図るため、自治会への情報提供や学習機会の設定等を行う。また、自治会内で生涯学習活動を行っているグループ等への支援や行政関係機関等が行う生涯学習・社会教育関係事業等に協力する役割もある。

スクールカウンセラー

- － 教育機関において心理相談業務に従事する心理職、専門家、及び当該の任に就く者。

スクールソーシャルワーカー

- － 貧困等の子どもの家庭環境による問題に対処するため、家庭室等と連携して、教員とともに問題解決を支援する専門家。

スクールソーシャルワークスーパーバイザー

- － スクールソーシャルワーカー等の指導を目的に設置している。

スクールガード

- － あらかじめ各小学校に登録した地域住民が、学校内を巡回したり、通学路等の巡回パトロールや危険個所の監視等を行ったりする学校安全ボランティア。

スポーツ推進計画

- － スポーツ基本法の理念を具体化し、今後のスポーツ施策の具体的な方向性を示すもの。

スリータッチボール

- － バトミントンコートを使用して、スポンジボールをラケットで打ち合うバレーボールのようなスポーツで、必ず3回タッチして相手コートに返す競技。

ストック・ウォーキング

- － 歩行用ストック（ポール）を使うウォーキング。

青少年育成市民会議

- － 地域社会における青少年育成活動を支援し広げていくための組織。

全国学力・学習状況調査

- － 日本全国の小学6年生、中学3年生全員を対象として行なわれる学力や学習状況に関わる調査。

総合型地域スポーツクラブ

- － 人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブ。

総合教育会議

- － 地方公共団体の首長と教育委員会が教育政策について協議・調整する会議体。

Society（ソサエティ）5.0

- － 狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）の次に到来する社会であり、サイバー空間と現実社会を高度に融合することで、経済発展と社会的課題の解決を可能とする人間中心の社会のこと。

た

多文化共生

- － 国籍や民族等の異なる人々が、お互いの違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

地域教育協議会

- － 地域子ども教室事業の推進を図るために設置されている組織。

地域子ども教室

- － 放課後や休日を子どもが安全に過ごすことのできる居場所として、コミュニティセンターや小学校の空き教室等を利用して、活動する教室。

超スマート社会

- － 必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会のさまざまなニーズにきめ細やかに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といったさまざまな違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会。

出前講座

- － 教育委員会や首長部局の職員等が講師となり学習者の申し込みに応じて、その都度、学習者の希望する時間に学習者の確保した場所へ出向き、所掌事務に関する内容等の講義を行うこと。

特別支援教育

- － 障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

特別支援教育支援員

- － 室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対し、学習活動上のサポートを行ったりする支援員。

チーム学校

- － ①教員を中心に、多様な専門性を持つスタッフを学校に配置し、学校の教育力・組織力を向上。
②校長のリーダーシップの下、教職員やさまざまな専門スタッフがチームとして適切に役割分担。
③①と②により、教員は授業など子どもへの指導に一層専念。

デジタル教科書

- － コンピューターやネットワーク、アプリケーションソフトウェア等のあらゆるデジタル技術を使って実現される学習教材。

な

ニュースポーツバイキング

- － 誰でも気軽に楽しめるレクリエーションスポーツ。

ネグレクト

- － 育児放棄などの児童虐待

は

PDCAサイクル

- － 事業活動における生産管理や品質管理等の管理業務を円滑に進める手法の一つ。 (P) 計画 → (D) 実行 → (C) 評価 → (A) 改善

文化ホール3館

- － 野洲文化ホール・野洲文化小劇場・さざなみホール。

フィールドワーク

- － 野外など現地での実態に即した調査・研究。

ブックスタート

- － 自治体が行う0歳児検診等で、絵本を開く楽しい体験とともに、赤ちゃんのときから身近な人が読み聞かせをすることの大切さを伝え、赤ちゃんに絵本を手渡す活動。

ブックトーク

- － 図書館、学校等において子どもたちを聞き手の対象として図書館司書、学校の司書教諭、民間の図書ボランティア等により行われるテーマに沿った複数の図書の紹介を行う活動。

ま

守山野洲少年センター

- － 守山野洲少年センター(あすくる守山野洲)は、青少年の相談、活動、街頭補導等を守山警察署や関係団体と連携し、青少年健全育成に取り組んでいる組織。

や

幼保一元化

- － 幼稚園と保育所を一元化し、教育水準の均等化とサービスの効率化をめざす政策。

幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿

- － 平成30年度から適用された、文部科学省の「幼稚園教育要領」、厚生労働省の「保育所保育指針」、及び内閣府の「幼保連携型認定こども園 教育・保育要領」において、幼稚園・保育園・こども園の共通の指針として示されたもの。

- ・ 健康な心と体
- ・ 自立心
- ・ 協同性
- ・ 道徳性・規範意識の芽生え
- ・ 社会生活との関わり

- ・思考力の芽生え
- ・自然との関わり・生命尊重
- ・数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
- ・言葉による伝え合い
- ・豊かな感性と表現

ら

レファレンス

- ー 学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料等を求めた際に、図書館職員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務。

野洲市教育振興基本計画（第3期）策定経過

【野洲市教育振興基本計画策定委員会 開催経過】

- 第1回野洲市教育振興基本計画策定委員会
開催日：令和2年6月18日（木）
協議事項：①委員長、副委員長の選出について
②野洲市教育振興基本計画（第2期）のまとめについて
③野洲市教育振興基本計画（第3期）の策定にむけて

- 第2回野洲市教育振興基本計画策定委員会
開催日：令和2年9月18日（金）
協議事項：①野洲市教育振興基本計画（第3期）素案について

- 第3回野洲市教育振興基本計画策定委員会
開催日：令和3年3月23日（火）
協議事項：①野洲市教育振興基本計画（第3期）案について

- 第4回野洲市教育振興基本計画策定委員会
開催日：令和3年5月20日（木）
協議事項：①野洲市教育振興基本計画（第3期）案について

【野洲市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿】

委員 区分	役職	氏名	所属機関等
1号委員	委員	山本 宗司	北野小学校校長
1号委員	委員	中出 雅仁	野洲北中学校校長
2号委員	委員	山田 勇	野洲市PTA連絡協議会(令和2年度)
		坪田 久美子	野洲市PTA連絡協議会(令和3年度)
3号委員	委員	菊地 勝正	公募
3号委員	委員	鷺田 新介	公募
4号委員	委員長	高柳 真人	学識経験者(京都教育大学教授)
4号委員	副委員長	玉川 喜代子	学識経験者(元小学校校長)
5号委員	委員	高木 和久	野洲市社会教育委員会委員
5号委員	委員	松並 典子	野洲市スポーツ推進審議会委員

野洲市教育振興基本計画 第3期

令和3年12月策定

野洲市教育委員会事務局 教育総務課

TEL : 077-587-6014

FAX : 077-587-3835

E-mail : kyouisoumu@city.yasu.lg.jp